

平成27年第1回睦沢町議会定例会会議録

平成27年3月4日(水)午前9時開会

出席議員(13名)

1番	田邊明佳	2番	田中憲一
3番	麻生安夫	4番	清野彰
5番	今関澄男	6番	幸治孝明
7番	幸治正雄	8番	岡澤宏一
9番	中村義徳	10番	市原時夫
11番	荻野新衛	12番	市原裕一
13番	市原重光		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	高橋正一	税務住民課長	齊藤賢治
健康福祉課長	米倉行雄	地域振興課長	平山義晴
会計管理者	木島幸一	総務課 政策企画担当主幹	鈴木政信
健康福祉課 国保健康担当主幹	中村精一	地域振興課 生活環境・地域整備 担当主幹	田邊浩一
総務課副課長 兼総務班長	川越康子	総務課副課長 兼財政班長	白井住三子
教育長	高梨正一	教育課長	鈴木庄一
睦沢こども園長	阿部倉光宏	選挙管理委員会 書記	高橋正一
農業委員会 事務局 会長	手塚和夫		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 石井安邦 書 記 麻生健介  
書 記 中山大輔

---

議事日程（第2号）

- 日程第 1 議案第 30号 平成27年度睦沢町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 31号 平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第 32号 平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 33号 平成27年度睦沢町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 34号 平成27年度かずさ有機センター特別会計予算
- 日程第 6 議案第 35号 平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算  
(議案第30号から議案第35号まで一括議題、総括質疑、予算  
審査特別委員会の設置・付託)  
第1回決算審査特別委員会を開催(委員会構成・審査日程・審査  
方針の決定)
- 日程第 7 議案第 1号 睦沢町特別職報酬等審議会設置条例を廃止する条例の制定につ  
いて
- 日程第 8 議案第 2号 町長の給料の特例に関する条例及び町長等の給料の特例に関する  
条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 睦沢町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4号 睦沢町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準  
を定める条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5号 睦沢町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基  
準を定める条例の制定について
- 日程第 12 議案第 6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例  
の整理に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 7号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 8号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 9号 睦沢町立幼保連携型認定こども園条例の制定について

- 日程第 16 議案第 10 号 睦沢町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 11 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 18 議案第 12 号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 13 号 睦沢町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 14 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 15 号 睦沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 16 号 睦沢町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 17 号 睦沢ゆうあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 18 号 睦沢町立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 19 号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 20 号 睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 21 号 睦沢町農村広場等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 23 号 権利の放棄及びこれに伴う和解について
- 日程第 29 議案第 36 号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について  
(議案第 1 号から議案第 21 号・議案第 23 号・議案第 36 号を一括議題、町長の提案説明まで)
- 日程第 30 休会の件

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議案第30号～議案第35号の総括質疑 予算審査特別委員会の設置及び付託

○議長（市原重光君） 日程に入ります。

日程第1、議案第30号 平成27年度睦沢町一般会計予算から日程第6、議案第35号 平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算までの6議案を一括議題といたします。

これから議案第30号から議案第35号までの6議案に関する総括質疑を行います。

なお、この後、予算審査特別委員会を設置する予定でありますので、細部にわたる質疑等は、その特別委員会においてお願いをいたします。

それでは、最初に、議案第30号 平成27年度睦沢町一般会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞ。

岡澤宏一議員。

○8番（岡澤宏一君） それでは、2点ほど伺わしていただきます。

提案理由の説明書の2ページ目のほうでございますけども、中段に臨時職員で対応していたバスとシルバー人材センターの委託業務ということと、学校等給食の問題、ここにうたっております。私がお尋ねしたいことは、今までは個人といいますか、今回はシルバーという組織にこの業務を委託するというので、今までは個人であったわけでございますけども、これらについて長所・短所も多々あるかと思えます。効率化、能率化、それから安全性、信頼性等々いろいろあると思えますけども、これらについて改善した内容についてお聞かせ願えればと思えます。

それから、6ページ目にありますけども、地域活性化住民提案事業、これが4年目を迎えるということでございます。ですけども、提案事業は、助成金等も出した中で町の活性化を図るためでございますが、3年目の段階で、どう活性化といいますか、4年目でどうその意味で活性化を図られたか、図るかということをお尋ねしたいと思えます。

以上、2点でございます。

○議長（市原重光君） 鈴木主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えします。

地域活性化住民提案事業についてでございますけども、26年度については、12団体を採択させていただきました。そのうち1団体については、諸般の事情がございまして、活動が困難となったことから活動を休止したということです。したがいましては、26年度は11団体が活動をしてまいりました。27年度は、4年目となりまして、補助要項によるところの3年を経過する団体が4団体ございます。これらの団体は、いずれも継続して活動を続けていくと言っておるということでございます。

また2年目、3年目の団体が7団体ございまして、いずれも27年度の補助申請をしたい意向のあることを確認させていただいております。

それぞれの団体が活動を通じて、地域に根付いた地縁型のコミュニティーあるいは、共通の興味や趣味などでつながるテーマ型のコミュニティーとして活動して、町のPRや地域活性化に寄与しているものと思っております。

また、過日開催されました上市場の魅力プロジェクトワークショップの中でも、コミュニティーデザイナーの山崎亮さんが、日本における地域の衰退は、かつてに比べて地域で活動する人、すなわち活動人口減少が招いた結果だと言っておりました。したがいまして、本事業を継続することで、本町で活動する人たちがふえれば、地域も元気になることと思われまますので、続けて事業を行いたいということでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） シルバー人材センターへの委託業務の関係について、ご答弁をさせていただきます。

今回、今まで臨時職員で対応しておりました公民館バスの運転手、また学校の用務員さん、そして、地域振興課で雇い上げをしておりました現場の職員といたしますか、草刈り等を行っている主に現場に出ている職員を、シルバー人材センターのほうへ委託しようとするものでございますけども、この中には、シルバー人材センターの独立的な運営、また雇用対策面で、町内の人を優先するということから、今回シルバーに委託をさせていただくものでございます。

なお安全対策というのが、恐らくバスの運転手さんとか、そういった方だと思います。特

殊な運転でございますので、そういった経験のある方を町と一緒に探して、経験者をなるべくシルバーさんから出していただけるように現在進めているところでございます。

○議長（市原重光君） 岡澤議員。

○8番（岡澤宏一君） どうもありがとうございます。

ですけれども、私は心配というか、苦慮しているのは、やはり住民の信頼があってこそ利用していただけたらと思います。そういう意味で、大変でしょうけれども、十分と、今までは個人対企業というか、町で契約しますけれども、今回のこれからの場合は、シルバーでしょうから、やはりそこらの十分、中身については精査した中で、雇用をしていただきたいと思います。

それから、もう一点のほうの11団体のほうの地域活性化事業の関係でございますけれども、非常にこれは、睦沢町としますと、いい事業ではなかろうかなと思います。ほかの町村からも言われるんですけども、睦沢町は活気があふれているというようなことではほめられるわけでございますので、そういう意味で、ひとつこれからも十分こういう提案事業といいますか、住民の活発な意見なり活動を採用した中で、町政に反映していただければなとこう思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） シルバーへの委託でございますけれども、こちら辺につきましては、従来、臨時職員だと、町が直接雇用で、これがシルバーに変わるということなんですが、先ほど総務課長も話してましたとおり、町のほうでもそういう人材を探して、シルバーに登録をしていただいて、結果的にシルバーの仕事にするということでございますので、十分、議員が心配していることは配慮しながらやっていきたいと思ひますんで、よろしくお願ひいたします。

○議長（市原重光君） ほかに、田邊議員。

○1番（田邊明佳君） 4点ほどお伺ひいたします。

まずはシルバー人材センターです。

飾りずしも駄目、切り花も駄目、シルバー人材センターにも清掃の派遣を断られ、あとがなく苦境に立たされている。何もかもがおかしく、制度疲労で転換期に来ている気がする、とある方が申しておりました。

先日、道の駅にいて委託業務をしていたシルバー人材センターの方が、予告もなく辞められました。一般的に辞める場合は、1か月ほど前に通告するものですし、派遣元のシルバー人材センターもすぐに交代要員を派遣するはずですが、人員がいないので、派遣でき

ませんと断られてしまいました。適当な派遣者がいないのであれば、責任者が責任を持ってやるべきであり、組織として、それができないのであれば、社会通念上おかしいと思われることが通用するシルバー人材センターなど、つぶしてしまえと、とある方が申し出ておりました。

可能な業務は、シルバー人材センターに委託業務とするそうなんですけども、こういった前科があるシルバー人材センターでは、いつ何どき急に派遣を打ち切るとも限らず、業務に支障を来す恐れがあるのではないのでしょうか。それは、本当に業務の効率化と経費の削減となるのでしょうか。

二つ目、学校です。

聞いたところによりますと、恐らく2年後に長南町で四つの小学校が一つになるということだと思います。こうした流れは全国的な流れかと思えます。瑞沢小学校をそのまま残す理由として、よりよい教育をとおっしゃっておいりましたけども、できるだけ大勢の中でもまれることも、また大事な社会教育の一つではないかと、私は思います。少ない人数の中で、みんなきょうだいのように仲良くというのもいいかもしれませんが、教育者のお話ですと、人数が少なくグループも複数ないと、そこからはじかれた子が行き場がなくなるという事態も起こり得ると。また学校は小さな社会ですから、そこで、社会に出たときの身の処し方、いろんな人への対応、礼儀などを学ぶことは多いはずだと思います。分校で複式学級で育った私の父のように、少ないとひねくれた人材が育つ懸念もごさいます。

また、本当に瑞沢小を残したいのであれば、地元にて、町に負担にならないよう残すにはどうしたらいいのかという研究グループができていいはずかと思えます。釜石市でもラグビーワールドカップ開催地の招致に、市民グループが並々ならぬ努力をしました。そこまでの気持ちがないなら、統合すべきではないのでしょうか。このままの状態は、子どもにも住民福祉の公平性にも問題があるかと思えます。町はどうお考えでしょうか。

次に、16款財産収入のパークサイドタウンの土地分譲に伴う収入なんですけども、全部売れての金額を、提案理由説明書にて書いてありますが、27年度で売り切る予定ということでしょうか。

あと四つ目、健幸づくり推進事業の健幸むつざわロードレース大会なんですけども、町外の参加者が多く見られます。現状では、町民の健康のためというのは、おかしいかと思えます。健幸づくりではなく、町の広告宣伝事業と言ったほうがいいのではないのでしょうか。また、宣伝にしても、中学生の参加がはかばかしくないとの話も聞きましたけども、事業の見直し

はあるのでしょうか。

以上、4点、よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、シルバーの関係でございますが、シルバーの運営自体は、社会福祉協議会でやっていただいておりますが、今回、うちのほうでシルバー人材センターにお願いする分については、人材については、町で探して、シルバーの登録をしていただくという形を考えております。そのようなことで、先ほどあったような問題がないように、その方が都合でできなくなるということであれば、またそのほかについては、町のほうで責任を持って探してやるという協議の中で進めておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

なお、町はどう考えるかということで、学校という小規模校の関係でございますが、議員おっしゃられるように、やはりいろいろメリット・デメリットがいっぱいあります。それを前から申し上げているとおり、任期中については、皆さんのいろいろな多様な意見を集約しながらしていきたいなど。それで最終的に、メリット・デメリット並べて、住民と話し合った中で、どちらを選択するか、あるいはどういう方向性を出すかという方向に持っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、パークサイドタウンについては、議員おっしゃるとおり、全部売り尽くすという予算で立ててございます。ということで、全力を挙げて、これについては、向かっていきたいなというふうに考えておるところでございます。

健幸ロードレース大会については、教育委員会のほうからご答弁をさせていただきます。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○教育課長（鈴木庄一君） それでは、健幸ロードレース大会についての質問について、お答えをさせていただきます。

健幸ロードレース大会の主なといいましょうか、目的は町の健幸づくり支援のための事業の集大成という形でやらさせていただいたところでございます。しかしながら、ほかの一面として、町のPRといいましょうか、イベントを町内外に知らしめるという側面を持っておりますので、両方合わせた点で考えていきたいというふうに思っております。

それから、町の参加者が少ないという点でございますが、高橋さん等の広告塔を使って、町外に、いろんな方に知ってもらおうという点で、町外の方にもどンドン来ていただくというPRもしておりますが、まずは本来は町内の方々に出ていただくというのが主であるというふうに認識しております。そのためには、もうちょっと参加しやすいようなプログラムにす

るとか、小・中学校の子どもたちが、生徒・児童が参加しやすいような時間帯とか、その調整をするような形にしたいというふうに考えております。

今般も少しは改善をさせていただいたんですが、今後は、また実行委員会等で話し合いながら、そういう方向で進めていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） シルバー人材センターは、現在、組織としてなっていないと思っております。町が頑張っても人を回しても、他方で、ああいったように頼んでもすぐ辞めてしまうということが多発すれば、利用者も減ってしまうと思われまます。組織としてのきちんとした体制を取るべきかと思っております。これについては、別に答弁は要りません。

学校ですけれども、我々は町全体のことを考えなくてははいけません。幅広く意見を聞きながらともおっしゃってございましたけれども、町がこれ以上負担にならないというのであれば、私も存続はいいとは思っております。でも、今現在でも、学校給食は委託、協同調理となつて、臨時職員の配置も、町単独費で計上している。これからもふえていくでしょう。それでも統合は考えないと、そういうことでよろしいでしょうか。私はおかしいと思っております。

パークサイドタウンは、頑張るということで、もし売れ残ったら、町の職員が購入してくださるのでしょうか。期待しております。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 学校問題については、統合する、統合しないという話をしているのではなくて、今は検討中ですということですので、よろしくご申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） パークサイドタウンの分譲についてでございますけれども、売れ残ったら町の職員がという話でございますが、私どもほうとすれば、町長言ったとおり、売れ残らないような形で頑張っていきたいと思っておりますので、町の職員が買うようなことがないようにしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 提案説明をお聞きしまして、さまざまな意味で、町長の基本姿勢が表れている予算だなという感じがいたしましたわけでありまます。

第1に、この経済見通しの問題についてお聞きをしたいと思っておりますが、2月の月例報告を

引用しているわけですが、緩やかな回復基調が続いていると、その根拠に、雇用、所得環境の改善ということがありますが、これですね、認識が現実の認識で言えば、巨大な企業については、これは円安問題もあって、非常に回復基調があるかもしれませんが、雇用所得改善というのは、これは全然違いますよ、はっきり言って。

雇用は、これは国会でも問題になりましたけども、全体ふえているからいいだろうとじゃないんですよ。正規職員が非正規へとどんどんどんどん変わって、そして一人当たりの労働者の平均賃金下がっているわけですから、これは雇用改善になったとは言えないと、所得改善にもなっていないというのが現実でありまして、こういうことを、そのままずっと入れてしまうところに、見通しの甘さがあると。もっと私は厳しく見る必要があるんじゃないかと。厳しく見すぎて、問題なることはないということで、あまりにもこれは甘い。さらに正規職員の残業代ゼロと、それから派遣は一生派遣という流れが出れば、さらに景気の悪化というのは避けられない。そういう中で、どうこの町が生き残っていくのかという視点に立たなければ、この根本的な考え方について、まずお聞きをしたいと思います。

それから、二つ目の問題についてですが、地場産業の活用した、町長昨日も言われましたが、次々新しい商品の開発をするということが大事だと。それともう一つは、例えば京都のように、伝統的に長くその知名度を上げる老舗というものの価値をやるという点で、例えば、カリカリ梅みたいなやつがどうなっているのかと、こうしたものに対して、評価が全然ないと。つまり住民全部に梅の木を配るぐらい力を入れているこうしたものについては、どうなのかということで、常に目新しいもの結構ですが、もう一方で、きちっと町に根付いた地場商品という視点が、いったいどうなのかというのが、2点目ね。

3点目なんですけど、いわゆるシルバーと民間委託の問題で、これはなぜするかと。これは非常に町長、端的に、私は考え言っているなと思いました。効率化と経費の削減ということ言っております。

学校給食は、基本は何でしょうか。学校給食法にもありますように、食育という問題です。つまり、安全・安心・新鮮・おいしい、こういう中で生きるということ、食べるということ、それから人と人との関係、自然との関係について学ぶ、そういう意味で、これが民間委託は効果があるのかということが最大なんです。その次が経費とかという問題がある。そういうことがすっぱり抜けてしまって、こうした経費の削減、効率化ということだけで進んでいいのかという重大な問題があると。

同じくシルバー人材センターについても、私は、これは公益法人全国シルバー人材センタ

一事業協会という全国組織がありますが、シルバー人材センターは何をやるかと。定年退職者など、高齢者に、そのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的またはその他の軽易な就業を提供するとともにうんぬんで、高齢者の健康で生きがいのある生活、つまり、その町の重要な命を預かる、安全を預かる、こういう重大な問題についての委託がいいのかということが、この中で、根本的なものの考え方としておかしいのではないかと思います。

実際に、私はこうした例えば車の、つまり町民の命を預かる運転については、こうした形で、ある意味で臨時的・短期的・軽易な就業ということを目的とするそういう団体に任せていいのかと、しかも、これは独立した組織なのに、先ほど言うように、町が推薦してって、町がいろいろ口出しをして、人までこうやってやりなさいと、町の下請化していないのかと、こういうことでいいのかと、こういうところを、経費削減ということで安全を軽視するような流れになっていないのかという点が三つ目であります。

四つ目の問題ですが、ストックマネジメントなどの財政需要が大きくなると。私、最初これよくわからなかったので、いろいろ調べました。私が危惧しているのは、これは国の方針で、町長、非常にはっきり言う方で、それはいい意味でも悪い意味でもありますが、これは、総務省の公共施設等総合管理計画が全自治体に要請しているわけですけども、大量の公共施設等の更新時期に対応するため、ここまではいいですよ、いろいろ調査しなさいと。ところが、ここで言っているのは、なるべく施設には公費を投じるなどと言っていいような、例えば壊しなさいと。壊した場合は、地方債の発行を認めるということで、公共施設の統合、または廃止、こういうものの準備段階として、これが打ち出されていると。そういうことも含めて、こういう計画をされているのかと。これも明確にそういうふうに誘導している計画であります、これをずっとこのように書かれているということに、非常に私は問題があるんじゃないかなと。

結局のところ、経費削減、これが最重点であって、細かいところはどんどんどんどん削っていくと、そしてでっかく大企業誘致型のとこへぼんとお金をつぎ込むというような、いわゆる地域密着型と言い切れないような流れになる危険性があるのではないかと、柔らかく言えばですよ。そういう危険性を、私は今度の予算に含まれていると。

それで、例えば先ほど健幸ロードレース、著名人の方を呼ぶというのがありましたけども、例えば何十周年でどんとやるのはいいです。これが毎年毎年やるということになりますと、例えば1回呼ぶと、高校までの医療費の無料化3年以上あるでしょう。そういうような予算の流れでいいのかということは、私はあると思います。

ただ、町長が現状のさまざまな問題点を考えて、何とか打開しようという意欲はわかりますが、その方向性については、かなり私は危険性があるというふうに思うんですが、考えをお聞きします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず最初の国の月例経済報告、これは国が言っているものをそのまま引用してありますので、このまま睦沢町がそうだということではありません。ということで、後段で、こういう国の考え方は受けながら、睦沢町はこうするというを示しておりますので、そういう点でご理解をいただきたいと思います。必ずしも、国が言っていることが、睦沢町当てはまっているよというふうには全く思っておりません。逆に、地方には、とてもそこまで波及されていないという認識を持っているということで、ご理解いただければと思います。

それから、地場産業ということで、昨日私の言葉の中に、新しいものをと、当然それもあります。当然にして、古いものを、ヨーロッパではないですが、古い建造物を大事にしてということも、当然にして両方を求めていく所存でございますので、またよろしくご指導お願いしたいと思います。

それから、シルバーの関係でございますが、これはあくまでも先ほどの田邊議員にもちょっとお話ししましたが、シルバーは社会福祉協議会でやっているものでございますが、今回の町が委託するものに限ったそういうものについては、シルバーとしては、長期にそういうものをやるというもともとの考え方が違うんで、そこら辺は、人材については、町のほうで責任を持ってやっていただきたいということを条件に、シルバーでやっていきたいと。

なぜそこまでシルバーに、じゃあ、こだわる必要があるのかということでございますが、今現在、シルバー人材センターは、独立はしているんですが、運営上、赤字に陥っているわけでございます。それも、町が行っている事業の中で、それを黒字にできる方法はないのかということもいろいろ検討させてもらった中で、なおかつ命に関わる問題を、簡単に済ませているのかという問題が、やっぱり一番大きな問題だという認識を持っております。

そういった中で、社会福祉協議会のほうといろいろ検討しまして、今回、聞くところによりますと、社会福祉協議会の配下のシルバー人材じゃなくて、シルバー人材センターそのものも独立してやるんだというお話を伺っております。これは、千葉県下全域で、そのように、そういう方向に持っていくということも伺っております。これは、何か一方では消費税との問題もあるようでございますけども、そのようなことで、町が委託する部分については、人

材についても、命の問題等関わりますので、十分、そこら辺については、人材の手当ということについては、特に命を守るというようなことから、その分については、関わっていきなというふうに考えているところでございます。

それから、ストックマネジメントの関係でございますけども、これについては、やはり新しい需要がふえてくるといった中で、私、常々言っております、要は集中して物事に当たっていきなというその一つの現れが、国も高度成長時代にどんどんつくってきたものが、これからどんどん同じようにやっていっては、やはり回っていかなくなるだろうというような観点から、国もこういうことを言い始めております。また、睦沢町といたしましても、当然税収が伸びているわけじゃなくて、27年度新年度予算においても、税収は少し減少傾向にあるということ踏まえながら、健全財政を踏まえながら進めていく必要があるだろうというようなことから、このような方向性を出して、今後また行っていかなくてはいけないのかなというふうに考えておりますので、基本的には、そういう考えの下に進めていきなということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○教育課長（鈴木庄一君） すみません、質問で、ロードレースの費用を使えば、医療費控除ができるという話、金額的には、もちろんそのとおりのかもしれませんが、ロードレースの目的と医療費って、別の、町の中では一緒ですけど、目的が違うものでございますので、ロードレースとしては、そのような形で、これからも続けていきなということですので、全体の調整はまた別ですけども、ロードレースに関しては、今までどおりまたやっていきなというふうに考えています。

よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 私、なぜこういうことを言うかということ、地方自治体とは何かと、それは営利企業ではないということ、地方自治法の第1条第2で明確にしているわけですよ。これ、私、何度も言ってますが、住民の福祉の増進を図ることを基本としてと、これが基本なんです。地域における行政を、自主的・総合的に、私、この内容との関係で、このやつはかなり問題があるというふうに思っているわけなんです。つまり、安上がりになるんだったらいいですよ。それから一般的な問題での選択と集中、それ言いたかったんでしょ、さっきね。選択が出なかったんですね。いうことで、選択と集中、もう私は頭に入っち

やいましたから、町長より入っちゃっていると思うんだけど、その選択と集中という、一般的にはいいんですが、ざっと見た場合に、例えば著名人の方にどんと200万出すとか、大企業誘致のうんぬんのところで、基盤整備した、そこへどんと使うと。そうすると、金が足りなくなるんだから、ちびりちびりと、その民間委託だ何だと、いろいろ理由をつけながら、命と安全に関わる問題のところを、どんどんどん切っていくというそうした大きな流れが、果たしていいのかということ、私は提起をしているんですよ。

町長もお認めになったように、例えばシルバー人材センターは、そうした命とか何かの全面的に責任を負える組織じゃないんですよ、これ、さっき言ったように。短期・軽易な就労なんだから。基本は生きがいのある生活の実現等ということなんだから、それを町がそれに対応できる人材を紹介するからといったって、その組織自体がこういう組織なんだから、そういう矛盾を生じていきますよと。そこに、その組織に、じゃあ、命は大事なんだから、そのところも責任持ってやれということは、この組織の基本的な理念から言って矛盾あるんじゃないんですかと、そういうことをやっていいんですかと。生きがいを得るための就労を目的にしているんですよ、これは。そこは行政のやる福祉の充実のために責任を持つ組織とは違うということなんですよ、これ。それから利益を追求する組織とも違うというところで、これは、かなり問題があるんだと。これは細かくやるところじゃないので、このくらいにしておきますが。

それからもう一つ、これ、提案の問題なんですけど、東日本の職員派遣ずっとされてきて、県内でも私は非常に大きな役割を果たしたというふうに思います。これで終わっていいのかということなんですよ。せっかく山元町とのつながりができたんだから、例えば定期的な交流だとか、そういう人たちを年に1回ぐらい呼んで実情をお聞きをして、どうなんですかとというような心と心の通うそうした事業をやったり考える必要があるんじゃないでしょうかということなんで、すごくいいことやったでしょう。向こうの方にも喜ばれているわけで、それを向こうの方からは言い出せないでしょう、いろいろお世話になりましたってことは。こちらから東日本の震災を風化させないという意味でも、当面のここの補正でも何でもいいんですけど、そうした形で、心の交流、住民どうしの交流という形での流れが、私は欲しかったなというふうに思うんですけどね、大きな流れですが。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 大変貴重な提案をいただきまして、誠にありがとうございます。それこそ今、3月末まで職員一人派遣をしておりますが、一応新年度から今回ないということで

ございますが、実は皆さんもご承知のとおり、千葉県町村会に当時の千葉県の副知事のほうから、直接山元町への派遣の依頼がございました。いの一番に睦沢町が手を挙げて、職員が自ら行ってくれるということであれば、ぜひ派遣したいというようなことから、おかげさまをもちまして、今現在では、長生郡市、全市町村から出ております。

千葉県の町村会を見ますと、ほかには、確か横芝光で1名出ているだけだと思います。そういった中で、山元町の町長も、こちらに来てくれたかな、会談したときに、都市部ではなかなか人が、職員がいっぱいでも来てくれないと。そういった中で、長生郡の小規模な町村からそれぞれ派遣していただいて、大変申し訳ないという言葉ももらってあります。

そういった中で、いの一番にしたんですが、逆に言うと、一番先に辞めるという形でございますが、今、議員がおっしゃっていただいたように、何らかの形で交流をもっていきたいなというふうには思っております。ただ、一つだけ懸念されるのは、相手は、全国から受け入れをしていますから、受け入れしている全部と言われると、山元町自体の負担になることも考えなくてはいけないなと思っておりますので、相手に負担にならないような形で、交流が続けられたらいいのかなと思っております。

この辺については、すばらしい提案をいただきましたので、ぜひ、また検討しながら、相手に負担にならないような形で続けられればと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 宮崎副町長。

○副町長（宮崎登身雄君） 山元町の件につきましては、少し補足の説明をさせていただきたいと思っております。実は、昨年11月23日でございますけれども、山元町でも産業祭のような形のものを、町でいう農林商工まつりのようなものを催しております。それにつきましては、この管内の町村全て物産を販売いたしまして、その売上げにつきましては、ご寄附をさせていただいたという経緯でございますので、また、27年もそのようなお話がまいると思っておりますので、ぜひその辺については、ご協力させていただいて、先ほど申し上げましたように、交流については、図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） シルバー人材センターへの仕事をお願いする件でございますが、とりあえずまず1回やってみたいと。それで問題があるようでしたら、また再度検討するという

ことで、まずちょっと踏み出してみたいな思っております。

そういうことで、またいろいろご指導いただければと思いますので、よろしく願います。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 山元町の交流の問題は、それは非常にいいことだと思うんです。私、言っているのは、住民の中に、この被災地の状況が風化しないということなんです。そういう意味で、例えば全員来なくてもいいと思いますよ。一人の方が来て、今こういうことで、すというんで、そうした聞くような機会を持つとか、それは大したお金かからないわけで、そういうことが大事だと。つまり住民レベルでなると、非常に町としては努力されているというふうに思いますので、そういうこともあるということなんで、頭に置いてほしいと思いました。

○議長（市原重光君） ほかに。

田中議員。

○2番（田中憲一君） 二つの点についてお聞きをします。

まず、庁内の体制として、事務の効率化に向け、必要に応じて各課班を超えた連携によるグループ制の導入を積極的に行ってまいりますということで、私、以前に定例会で、職員のやる気、向上についてと、それから人事評価についてお伺いした経緯があるわけですが、グループ制の導入によりメリット・デメリットが生じてくるのだと思うんですが、今考えられているメリットはあるからこそ掲げるんだと思うんですが、デメリットの部分を、今想定している中で、ちょっとお聞きをしたいと、それがまず一つですね。

それとあと、先ほど来ちょっと出ている瑞沢小学校の複式学級を回避すべく臨時教諭の配置を行うと。本町の子どもたちにとって、よりよい学習環境を提供するためということで、それは考慮し、回避すべく配置を行うべきだと思うのですが、今、瑞沢小学校ばかり、割と挙がっていますが、土睦小学校でも30何人のクラスが、一人の教員で授業をされている経緯があります。何年か前は、算数と国語だけは二つに分けて授業を行ったという、講師が担当したということがありますが、そこら辺をやっぱり緊急に回避すべく講師の派遣等考えたほうがいいと思うんですけれども、そこら辺で平等性が補えているのかどうか、ちょっと考えを聞かせていただけたらと思います。

以上、2点お願いします。

○議長（市原重光君） 宮崎副町長。

○副町長（宮崎登身雄君） ただいまのグループ制の関係のデメリットというお話でございましたが、正直申し上げまして、まだデメリットという分につきましては、グループ制始めて1年足らずではございますけれども、それについては、特に職員から伺っておりません。と申しますのは、このグループ制導入につきましては、職員提案で出されたものでございまして、もとはと言えば、大課制になった関係で、どちらかという、班編制の中で、横の連携が取りづらいという話でございました。やはり、課の中におきましては、共通認識持たなきゃいけない事案というものが結構ございますので、そういう中で、グループ制の導入の話が出てきたと。これも先ほど申しましたように、職員から出てきたということですね。

ただ、私が見ているかぎりでは、もし仮に挙げるとすれば、やはり日常的に現場業務も結構持っておりますから、時間的に調整するのが大変かなということは、ちょっと見えたような気がするんですけども、その辺もグループ長が調整して、事に当たっているということで、今現在では、私の段階では、デメリットというのは伺っておりません。

また正直申しまして、これからも今、お話し申し上げましたのは、課の中のグループ制でございまして、事案によりましては、課を超えてのPTですね、プロジェクトチーム、これも視野に入れていかなきゃならないなというように考えております。

一つの事案でございまして、スマートウェルスタウン関係につきましても、これから進めていく上におきましては、国土交通省あるいは農水省関係、要するに、国交省関係とかいろんな省庁にまたがるようにございまして、それにつきましては、課を超えたプロジェクトチームの立ち上げも今、視野に入れて考えております。それが現実問題としては、既に1月1日から、私が統括責任者で実際動いておりますけれども、4月の人事異動待った中で、もう少し職員の増加を図りながら、事に当たりたいというふうに考えております。

もう一点は、これまだ指示してございませんが、ご承知のように、税の関係でございまして、町税関係については、税務住民課のほうで当たっているわけでございまして、あとほかの介護保険あるいは後期高齢者、それぞれの保険につきましても、実は、それぞれの課で措置しておりますと、場合によって、同じ家に、同じ人のところに、課がまたがって出向いてしまうというものがございまして、やはり、住民の方にとりましては、また来たかよというような話もございまして、ちょっとこの辺は、少し職員と詰めまして、課を超えた中での対応を図っていきたいということを考えております。

ただ、デメリットが出た場合につきましては、さらにその辺については、協議を重ねて、よりよい方向に持っていくような努力をしてみたいということでございまして、ご理

解いただきたいと思います。

私のほうから以上でございます。

○議長（市原重光君） 鈴木課長。

○教育課長（鈴木庄一君） 学校の関係についてでございますけども、瑞沢小学校の複式というところで、次年度、2年生・3年生は、2年生が9名、3年生が6名ということで、複式学級になってしまうということになります。この辺に関してましては、町としましては、教員を充ててということで、それぞれの学年で授業を進めるということできさせていただきました。それも含めまして、子どもが減ってくる中、先ほど来申し上げておりますが、再編等のスケジュール等も考えて、今検討しているところでございます。

そのほか、土睦小学校の関係について、少人数については、阿部倉主幹のほうからお答えをさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 阿部倉こども園長。

○睦沢こども園長（阿部倉光宏君） 教育委員会の指導主事という立場で、議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

土睦小学校では、現在、県費のほうで少人数加配ということで、教職員が追加で入っております。その目的といたしましては、クラスの中に一人の教員ではなくて複数の教員で入ることによる、これはチームティーチングと呼んでおりますけれども、そういうことによりまして、個人差に応じたきめ細かな教育をしようというようなねらいがございます。

もう一点、先ほど議員がおっしゃいましたような習熟度別、ある意味個人差によって、グループ分けをして、二つのクラスを展開して、そこでその子どもたちの個人差に対応した授業を展開しようというものでございます。

そういったものを土睦小学校では、日々のさまざまな教科の中で行っているというふうに、私は理解をしております。土睦小学校におきましては、今申し上げましたような少人数加配によるきめ細かな指導という部分でのメリットがあるというところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○2番（田中憲一君） グループ制で、僕ちょっと懸念するのは、働く職員と働かない職員、忙しい職員と何やっているのという職員が出てきてはしないかなと、ちょっとそこら辺思うので、懸念をしているので、そこら辺を考えながらやっていただけたらいいのかなと思うん

ですけれども、税のグループに関して、今説明を聞いて、確かにそれは進めたほうがいいだろうなと思うところでもありますので、そこら辺でぜひちょっとよろしくをお願いします。

それとあと小学校の件なんですけれども、現在、以前のように30何人クラスを二つに分けて、授業を行っているということによろしいですか。

○議長（市原重光君） 阿部倉園長。

○睦沢こども園長（阿部倉光宏君） 現在において、教科、例えば算数科において、単元というそれぞれのいろいろな学習内容がございます。その学習内容で、これはやはり分けたほうが、子どもたちが習熟する上で、あるいは理解する上でプラスになると、思考しやすくなるというような判断の下、担任等の判断の下で、クラスを分けるということがございます。その中に、先ほど申し上げました少人数加配の教員が入る、単元によっては、二つに分けずに一緒にやって対応していくと。単元によって、それぞれ対応の仕方が違うというのは、現状でございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○2番（田中憲一君） ありがとうございます。

町長、今回、小学校の件に関しては、任期中には出さないという話がありましたけれども、そこら辺もやっぱり多方面でいろいろ考えながら、話は、勉強会なり進めていったほうがいいと思うので、そこら辺も重視してほしいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） この学校問題、やはり子どもの数は減ってくる、その体制がどうしたら子どもたちのためにいいかということで、実は、つい先日ですが、副町長と一緒にある元教員の引率の下に、学びの共同体という方式でやっている小学校がございました。そういうところを視察して、どういう形が子どもたちにとってほんといいのかということで、そういう検討もさせてもらっております。また、この前、文科省で出した要は学校の再編、これについても、小中一貫校だと、そういう新しいことに挑戦するようだと、建物建築の場合に補助率がアップだとか、いろんなことが出てきております。

そういうことを、議員おっしゃられるように、十分勉強させていただいて、また、逆にそれを住民のほうに提案しながら、こういう方式がある、こういうものがあるということを提示しながら、住民も選択できるようなそういう形を作っていきたいなど。そのためには当然

時間がかかるし、昨日も申し上げましたように、例えば、統合する場合に、建物どうするのというときに、やっぱり建築する時期だとか、今の学校をいずれ改築しなくちゃいけない時期も来ますし、そこら辺等を総合的に勘案しながら、進めてまいりたいと思っております。

そのようなことから、当然任期中には、まだ結論は出せないのかなというふうに考えております。いずれにしましても、十分に検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ほかに。

今関議員。

○5番（今関澄男君） 平成27年度予算34億2,800万ということで、3億強の増額でございますけれども、その増額の要因として、土地改良施設の維持管理適正化事業というものがございます。何年にやったかちょっとあれですけれども、一斉に土地改良をやりまして、かなりの年数はたっておるわけでございますが、いずれにしましても、水門ゲートをはじめとして、各種機場等々の腐食、こういったものは、非常に幅広く進んでいるのではないんかというふうに想定がされるわけでございます。

そういった面で、本町における対象施設というんですかね、これらがこれから大変多く出てくるのではないかということが推計されますので、その辺のチェックなりをぜひお願いをしたいというふうに思いますけれども、一斉にこれが発生した場合、本町としても大変なことになると思いますので、その辺は、補助事業体制がございますから、その実情を常に把握しながら、計画的なこういった進めが必要だというふうに思いますので、現在のそういう実情がどうなっているのか、それをひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、歳出の関係で、子育て支援の関係でございますけど、いずれにしましても、将来の教育施設の整備に向けた対応というようなことで、基金関係の積立て等にも積極的に取り組むという形で、現在5,300万ほどの残高でございますけれども、いずれにしましても、睦沢中学校につきましても、これは昭和43年頃ですか、小学校につきましても、昭和48年頃、いずれにしても、四十六、七年、もうすぐ中学校は50年にならんとするようなそういう状況でございますので、耐震につきましても、十分これは対応したわけでございますけれども、そういう耐用年数等に鑑みて、一気にこれが老朽化するということについては、非常に大きな予算も計上しなきゃいかんという時期が、必ずやって来るわけでございます。

その辺についての取り組みの将来性について、ぜひ事前に十分な検討を要するというふうに思いますので、その辺の取り組み等について、お考えがあればお聞かせを願いたいという

ふうに思います。

それから、健幸・長寿のまちづくりの中で、引き続き継続していく地域再生計画の策定、これは財源確保に向けた取り組みをすると、こういうことでうたってございますけれども、上市場関係につきましても、非常にすばらしいワークショップを展開して、三つのテーマによって、その方針が確立されたということで、引き続き、新年度につきましても、これについては、おおむね1,000万近くの予算を投じながら、これを続けていくということですが、具体的にその三つのテーマをさらに掘り下げて、さらに具体化していくというふうに思いますけれども、その辺の予算等の兼ね合い、これは補助事業でありますから、それはそれとしていいわけでございますけれども、いずれにしましても、財源確保のための地域再生計画の策定に取り組む具体的なターゲットといたしますか、この辺につきましても、ございましたらお願いをしたいというふうに思います。

ひとつよろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 鈴木企画政策担当主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 地域再生計画についてお答えさせていただきたいと思っております。地域再生計画とは、何というものかということから話させていただきますと、平成25年度に策定した地域再生・健幸まちづくり計画、これに掲げた課題に対しまして、その解決に資するための地域再生計画を作成するというところでございます。

これは、内閣総理大臣の認定を受けるものでございますけれども、当初、平成26年度に策定を考えておりました。しかしながら、国の地域再生法改正あるいは補助金の拡充や新設があることが新聞紙上等に報道されたことから、新年度において認定を受けようとしているものでございます。

先般、2月3日に平成26年度補正予算が成立したわけですが、地方が直面する構造的課題等への実行ある取り組みを通じた地方の活性化のために、まち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略の実施に地域再生戦略交付金が新たに創設されたということでございます。

当該交付金については、地域の創意工夫による地域の課題解決を後押しする仕組みとして、総理大臣が認定する地域再生計画に位置づけられた事業で、既存の補助事業の対象にならないものについて支援するというものでございます。

具体的に、どんなことを考えているのかと言いますと、地域再生・健幸のまちづくり計画に掲げたものについて、それを実行するための補助事業として活用していきたいということ

と、スマートウェルネスタウン、計画してございますけども、この中でも、国交省あるいは農水省の補助事業あるわけでございます。それ以外に、どこにも当てはまらないものもございます。その辺について、この地域再生計画が策定した中で、別の内閣所管の補助事業を獲得したいということで、この地域再生計画を立てるということでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命により私のほうからは、公共施設の整備計画関係について、ご答弁をさせていただきますが、先ほど来からストックマネジメント関係でも、いろいろお話が出ておりましたけども、実は28年・29年をかけまして、公共施設の総合管理計画の策定に着手いたします。これは各公共施設が老朽化してきておりまして、一挙にその整備はできないということから、国では、特別交付税にこの経費を見て、計画書を2年間でつくりなさいよというふうになっておりますので、新年度から2年間で着手する予定でございます。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 土地改良適正化事業でございますけども、これにつきましては、県営・団体営等で作りました揚水機場ゲート等の改修について、事業を実施しております。

内容につきましては、200万円以上の工事費につきましては、国・県で60%の補助、地元30%、町が10%を補助しております。これにつきましては、地元30%の拠出金を5年間に平均して払って行って、その5年間の中で工事をするというところでございまして、今まで過去においても、いろいろな施設からそういう問い合わせがありまして、定期的に修理をしているか所もございます。

今後、またそういう施設がどんどんふえてくるということでもありますけれども、地元のほうと施設等の管理状況等見ながら、地元の要望に応じていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 誠に申し訳ございません。先ほど今閣議員に対する答弁で、ちょっと私、言い間違えちゃったところございまして、訂正をさせていただきたいんですが、先ほどは28・29というふうにお話をしたということでございます。27・28の誤りでございますので、訂正をしていただきたいと思います。

申し訳ございませんでした。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○5番（今関澄男君） 適正化事業につきましては、後ほどで結構ですから、対象物が、本町にどのくらいあって、そのうち、どの程度の申請があって、今後発生する見込みがどうかと、その辺ちょっと知りたいなと思って質問したわけですので、後ほどで結構ですので、その辺につきましては、ご報告願いたいなというふうに思います。

それと、先ほどの地域再生の関係でございますけれども、いずれにしましても、これにつきましては、昨日質問しました緊急対策なり、地方創生の関連で、いずれにしても国につきましては、創生大臣からこういったものについては、昨日昼休みビデオを見させていただきましたけれども、いずれにしましても、地方の総合戦略の策定ということが、今後重要な課題になってくるわけですので、本町に特化した施設の検討ということでございますけれども、国の継続予算を見越して、これは取り組むというふうに思いますけれども、今現在、具体的なスマートウェルネスタウンは当然入ってくるんだと思いますけれども、そのほかに具体的な取り組みの方向があるかどうか、その辺ちょっと、もしあるとすれば、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（市原重光君） 鈴木主幹。

○総務課政策企画担当主幹（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

地域再生計画が別に地方版の総合戦略の策定が義務づけられているわけですので、これについては、まち・ひと・しごと創生法に基づき定めるものとするとして、国から必須として求められておるものでございます。地方版総合戦略が何かということかということからちょっとお話しさせてもらいたいんですけども、まずは各地方公共団体における人口の現状と将来の展望、地方人口ビジョンでございますけれども、これを踏まえた上で、地域の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに戦略の基本目標を設定いたします。

一定のまとまりの政策分野とはでございますけれども、例えば地方への新しい人の流れをつくる、あるいは若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。また、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域を活性化するなどが挙げられます。

そして、この基本目標の達成に向けて、どのような施策を推進していくかの基本的な方向を出して、その分野ごとに、地域の実情に応じながら、計画期間5年間でございますけれども、この5年間のうちに実施する施策を検討し、盛り込みます。これが本町に特化した施策ということになります。

次に、戦略に盛り込む政策分野ごとに5年後の基本目標を設定いたします。この基本目標

には、行政活動そのものの結果、いわゆるアウトプットではなくて、その結果として、住民にもたらされた便益、アウトカムですね、こちらに関する数値目標を設定する必要があります。

そして各政策分野の下に盛り込む具体的な施策があるわけですが、それぞれの施策に対して客観的な重要業績評価指標、K P I ですね、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標でございます。これを設定させていただきます。

また、国の総合戦略に盛り込まれた政策5原則があるわけですが、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視、この5原則の趣旨を踏まえまして、効果的に施策を推進しなさいと国では言っております。なお、施策の検討・実施に当たっては、地方財政計画に地方創生に必要な経費として、まち・ひと・しごと創生事業費1兆円が計上されたことを踏まえまして、地域の自主性を発揮した地方単独事業に積極的に取り組みなさいとしております。

どんな形で、この補助金なり交付金が来るかはまだ見えてませんが、積極的に取り組みなさいということでございますから、その辺で何らかの措置があるものだと思います。

以上のことから、今回、補正予算でございますけども、総合戦略策定のための調査費用を計上したものでございます。

また、本町に特化した施策とは、何が想定されるのかというご質問でございましたけども、先ほどのスマートウェルネスタウンをはじめとして、上市場の地域活性化、それから健幸のまちづくり計画に掲げてあるもの、そして、あるいは重点施策で掲げてある農業、その辺が考えられるものと思います。これから精査しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 田邊主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 先ほどの施設等については、予算審査特別委員会の折でよろしいでしょうか。それまでに調べておきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） ほかに。

幸治孝明議員。

○6番（幸治孝明君） 27年度予算が総額で34億2,800万、前年度比10%以上の伸びを示したということでお伺いたします。

歳入の増加には、いろいろ出てますように、国の地方創生方針による交付金やら、それに

呼応して町で補助事業に手を挙げての補助金等数々の要因があると思います。積極的な予算編成が行われ、事業が展開され、国や県から入ってくるお金のほかに、事業展開には自前のお金もゼロでは済まされないわけであります。事業を拡大するほど、自主財源が必要になると、自主財源が減ることになると思います。2ページにあるように、財政調整積立基金をはじめとした基金が使われるということです。

かつて箱物がつくりすぎるという批判がありましたが、積極財政が続くと、自主財源も乏しくなる心配があると思いますが、どうお考えでしょうか。町長にはそのあたりのことを、大変ご苦勞なさってかじ取りをされていると思いますが、そのあたりのお考えをお聞かせいただければと思います。

それからもう一つ、5ページの真ん中なんですけど、細かいことで、保健分野で集団検診に加えて個別検診を導入するとありますが、ちょっと教えていただければと。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員おっしゃるとおり、予算編成の中で、要は、一般財源、これがいくら必要になるかということが非常に重要になってくるというふうに考えております。

そういった中で、選択と集中というようなことを掲げさせてもらっております。そういった中で、削る部分もあるし、集中的にやる部分もあるということになりますが、いずれにしましても、この自主財源、一般財源をいくらに持っていければいいのかということを中心に考えております。

詳細に当たっては、総務課長のほうから、財政担当課長のほうからご答弁させていただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 私のほうからは、今回の予算が伸びた要因をお話をさせていただきたいと思いますが、若者定住促進住宅基金関係で、土地の売却収入が出てまいりますので、それを次期対策、これはいつになるということは申し上げられないわけですが、これを継続していくために基金積立てを売上金を組まさせていただきました。それが一番大きな要因かと思っております。

また財政調整積立基金等につきましては、今回1億5,000万ほど取り崩しをさせていただいている状況でございます。当初予算になりますと、どうしても、財源不足が生じてまいります。今後の交付税等の収入状況等を勘案した中で、なるべく基金等は取り崩さない方向に

持っていきたいというふうには考えておりますけども、当初予算での補てんまでにはどうしていかないのが、現状でございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 中村担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 集団検診の中で、今度は個別で四つの検診の内容ということですが、こちらのほうは、まず、結核・肺がん検診とあと肝炎ウイルスと前立腺がん検診と歯周疾患、これは歯科検診でございますけども、こちらのほう、今まで改善センターのほうで集団で実施してございましたけども、この四つにつきまして、個別で受けるようにいたします。こちらのほうは、今まで集団で受けられなかった方については、個別でも受けられるということで、受診しやすいように組み入れました。

以上です。

○議長（市原重光君） 幸治孝明議員。

○6番（幸治孝明君） ですから、個別検診というのが、集団検診とどういうふうに違う格好でやるのかをちょっと、教えて下さい。

○議長（市原重光君） 中村担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 集団というのは、その日に指定しまして、町民の方に来ていただいて実施をしております。個別につきましては、各町民の方が、医療機関で都合のいい日に受けていただくということになります。

○議長（市原重光君） ほかにありますか。

市原裕一副議長。

○副議長（市原裕一君） これは、2月1日付けの新聞の記事なんですけども、国発注工事を地元の業者にと、自民法案提出へということで、この法案は、自民党は2013年6月に提出したが、審議に至らず、今回は公明党さんに共同提案を呼びかけて出すということでございます。多分通るんじゃないかなと思うんですけども、この中で、自民党は、国などが発注する1億円以下の公共事業を、地元業者が受注する機会をふやすため、工事を行われる地域の業者との契約を努力義務とすると、地元建設業者受注確保法案を今国会に提出する方針を固めたということでございます。

この法案なんですけども、地方創生につなげるということでございます。細かな内容になりますと、国に準じて町もこのような対策を講じますかということで聞きたいんですけども、工事現場の市区町村に本店がある場合には、特別な配慮を求め、発注を強く促したと。受注

した業者に対し、下請を地元業者とする努力義務も盛り込んだと、こういうことでございます。

睦沢もスマートウェルネスタウン、工事がこれからいよいよ始まると思いますけども、先ほども申したように、準じて、町内に本店のある業者に特別な配慮をし受注をさせるように、町長は努力をするのかしないの。かつて、今まで、私も、この問題について、何回となく本会議で質問しましたら、ランクとかそういうもので、なかなか思っているような回答が得られなかったもんで、今回、こういう法案を出したということで、町長の考えを聞きたいと思えます。

あともう一点なんですけども、こういった考え方ももういいんじゃないかなというふうに考えた中での質問でございます。健幸むつざわロードレース、ウォーキング大会等で、健康スポーツを積極的に勧めている本町です。その道を究めた高橋尚子さんを迎えて、トークを聞いたり、一緒に走ったりすること、得るものはあると思えます。今、日本のスポーツ界は、オリンピックの開催に当たり、その後の大会のために、原石探しをしているんだそうです。

学校で行うスポーツテストみたいなものをやると、その子どもに向けたスポーツがわかるそうです。メジャーな大会に出るとかということではなく、知ることにより、スポーツが長く続き健康な体も保てるというふうに思えます。一芸秀でるという言葉があります。そのスポーツをすることより、自分に自信がつき、子どもたちは、結果、早く寝、学業のアップ、人間関係が改善されたというような報告もあります。

ちなみに成功例というか、野球のあの松坂投手なんですけども、野球の前は剣道をやっていたそうです。非常にそれがメンタルな面で役に立ったということでございます。メジャーの人を迎えてイベントをやるのも結構ですが、子どもたちに自分に合うスポーツを教えることも必要ではないかと思えますけども、町長、その辺いかがでしょうか。

○議長（市原重光君） ちょっと市原裕一副議長に申し上げますけれども、最初の質疑、本予算には、事業の計画はありませんので、一応、趣旨から外れるんで、そのことについては、答えることはしません。ご理解をお願いしたいと思います。

2点目については、答えれる範囲で、鈴木教育課長。

○教育課長（鈴木庄一君） スポーツ等の振興に関してでございますけれども、先ほど言ったオリンピック等の話で、スーパーアスリートなんかを県が選んで、そのオリンピックまでに出られるような選手を育てようというような活動が各県で行われております。

本町におきましては、総合運動公園スポーツクラブで、各さまざまなスポーツをやってお

りますし、また学校でも、部活等でいろいろと先生が指導してくれてやっております。その中で、ぜひこういうスポーツをやりたいという要望があれば、それを受けてやっていきたいと思いますが、まずは、今スポーツクラブ等でやっている、自分がやっているスポーツに精いっぱいやれるような環境を整えてあげて、また指導者等もいろいろつけるとして、伸ばしていただきたいと思います。全体で、スポーツ振興については、運動公園中心に取り組みさせていただいておりますので、引き続きそのような形で進めさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

ありがとうございます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今の教育課長のほうでお話ししてくれたとおりで、個々スポーツについては、総合運動公園のほうでやっていただいておりますので、そこら辺が停滞しないように、また目を見張るといいますか、していきたいなというふうに思っております。

また、地方創生の関係で、実は昨日も教育長にお願いしたんですが、国で新しい補助事業等も考えているようでございます。それが睦沢町に合ったものがあるかどうか、検討していただけるように指示をしてありますので、そういった中で、睦沢町に合ったものがあれば、また一つの方向性というか、新しいことも出てくる可能性もあると思いますが、いずれにしましても、そういうことを研究しながら、地元の子どもたち、あるいはスポーツをする人たちにサポートができるような体制を作っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかにありませんか。

清野議員。

○4番（清野 彰君） 先ほどちょっと質問で、副町長からお答えいただいた件で、私なりにちょっとお伺いしたいと思います。

この文章を見ますと、ちょっとさらっと書いてて、私は非常に効果が大きいんじゃないかなというふうに思ってます。私は前から、企業でもこういうことを取り入れて成果を上げてますので、多分、これは非常にいいやり方じゃないかと思っています。グループ制の導入ですね。

それで、2週間ぐらい前の千葉日報かな、ある町で、まちづくりを若手職員が率先して自分たちでやろうということで、グループができたそうです。そういうことを考えると、町にとっても非常にいい方向に行くんじゃないかなというふうに思います。また、班とか課を超

えた形になると、能力向上、オールマイティーといろんな仕事ができるんじゃないかということ、私は、効果は非常に大きいんじゃないかなというふうに思います。

先ほど、今度デメリットという話で、確かにみんなが燃えて一生懸命やると、仕事量がふえて、確かに残業しなきゃいけないこともあるかと思いますが、でも、これは将来に向けて、若い人がやる気になって効果を出していくということであれば、多少は無理のない予算措置も必要かなというふうに思います。とにかくやってみて、それに対して、本当に大変だということであれば、それはまた職員をどうするか、いろいろ出てきますけど、でも、よい方向で進むのには、非常にこれを加速させてほしいと思います。

そういうことで、予算は入っているかわかりませんが、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 宮崎副町長。

○副町長（宮崎登身雄君） ただいまのお尋ねのこのグループ制に対する予算はどうかということですが、予算計上はされておられません。今、議員がおっしゃいましたように、ある部分では、班を超えて、課を超えてやるということは、職員のスキルアップにもつながります。と申しますのは、仕事の中で、お互いがどのような仕事をするか、どういう考えを持っているかということもできますので、これは、将来睦沢町にとって、職員は財産だと思いますので、私どもとしては、本当は組めればよろしいんですけど、時と場合によっては、強いて言うのであれば、残業手当は予算でされてますけども、この分、事この分だけについては、特化してございませんので、その辺については、その都度その都度の対応の中で考えてもらいたいというように考えますので、申しあげましたとおり、職員の財産になると、私は思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 清野議員。

○4番（清野 彰君） ありがとうございます。

無理のないように必要かと思いますが、ただ、進み始めて効果が出て、やる気が出て、いい方向に来た場合、やはりその辺は、若い人たちが一生懸命やるんだから、その辺を考えていただくのは、非常にいいかと思いますが、その都度の対応かもしれませんが、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 宮崎副町長。

○副町長（宮崎登身雄君） ありがとうございます。

その辺につきましては、人事評価の中で考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願

いします。

○議長（市原重光君） ほかに。

荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

まず最初に、睦沢スマートウェルネスタウンですけども、これは、今、国交省の認定を受けたという形で、いろんな農水も兼ねて、特徴はあろうかと思えますけども、私は、本当に、今の睦沢にこれができて、本当に大丈夫なのかなと。つくるのは、わけないんですよ。運営して、いかにこれが町民の利便性、いろんな面の寄与するかということだと思えるんですけど、私は、これいろいろ自分なりに分析してみると、少ない頭で、私は一抹の不安だけじゃなくて、二抹、三抹の不安も考えるんですよ。その辺のところで、もうここまで来ちゃったんだから、逆戻りというかな、バックできないわけなんだけど、町長としては、これについては、自信はあるというふうなお考えですか。そこを伺いたいと思います。

それから、もう一点につきましては、各議会ごとに産業建設常任委員長から議長宛に提言をされてます。その提言について、私がこの予算書を見ると、どうも反映されていないような節が見受けられますが、その辺のところについて、予算協議について、どのように、議長が執行部をお願いしたことについて、協議したのかについて伺いたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） スマートウェルネスタウンの関係でございますが、これにつきましては、やはり睦沢町にも就業の場が必要だというようなこと等も含めて、このスマートウェルネスタウンを今、進めているわけでございますが、これにつきましては、当然自信を持ってということで進んでおります。ということで、私も自信を持ってやりますけども、皆さんも最終的には議決という形になります。そのときには、よろしくお願いをしたいなというふうに考えております。

それから、常任委員会から提言があったものについてということでございますが、これについては、新年度予算要求については、当然、担当課から要求が出されてきておりますので、当然そういうものを考慮しながら予算化しているということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 最初のやつは、それだけ聞いとけばいいんですけど、2点目の産業建設の絡みについて、私はこの予算に反映されていないと。抽象論で言うと悪いから、もう

少し具体的に言うと、やっぱりひとつには里山の問題、それから耕作放棄地の問題、これは余りここに出てないんだ。町長は、こうだ、大丈夫ですよみたいな答弁であったけども、私が見たかぎりではなっていないと。なぜ、私があえてこれ言うかという、なぜ産業建設がこう年に4回ほどこれやったかと言うとね、やっぱり今、睦沢何をしなくちゃいけないかということなんですよ。今、町はもうスマートウェルネスでいっちゃっているわけよ。だけど、やっぱり今、町の長き将来を考えていくと、この山林をどうするかと、この山をどう生かして、町民からまた町外の人たちを呼び込むために使うかと、そういう発想が私は必要だろうと。

それと、もう一つは、まちなか再生上市場も、これはこれで、私は批判的なことも言ってますけども、そのくらい、それやっていくんであれば、せめて過去にも言いましたよ、山裾の耕作放棄地はしょうがないけど、上市場の中心部のあの辺に、あんなに耕作放棄地があるの、なぜできないんだと。

もう一ついくと、時間のあれもあるから言うと、その耕作放棄地を解消するために、町は大型トラクターを持っているんですよ。宝を持ってて、その宝を使えない。ちょっと頭をひねれば、コストをかけないで、ある程度のことはできるんですよ。宝の持ち腐れ、そういうところが、そういう観点が、今の町に、私は欠けていると思うんですよ。それを常々言っているんですよ。もう少し視点を変えて、行政をやっていただきたい。武器は持ってても、その武器を使えない、今の自衛隊と同じだよ。自衛隊だ軍隊だ、いろいろあるけども、その時々の方を使っているからね、今の日本の国も。

だから、私はやっぱり里山を再生して、この山の財産をどう、不良財産をどう優良財産にするか、雇用も生まれると思います。昨日の清野議員さんの一般質問にも、そのようなこともありましたけども、耕作放棄地、これはすぐ目に飛び込んできます。今言った武器があるんです。その辺のところをどう考えているのか、再度伺います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 耕作放棄地関係についてでございますけども、実は議員もご承知のとおり、集落営農を立ち上げてやっていただきたいということ、今一生懸命、担当課では進めております。これは、やはり耕作放棄地になぜなるのかということから来ております。そういったことで、やはり地域の環境を守る、農業を守るという意味で、集落営農を進めておるところでございます。

そういった意味では、そういうものについては十分応えてやっているつもりでございます。

私は、当然そういうつもりでやっておりますが、また足りないところがあれば、ご指導いただければ、幸いだというふうに感じているところでございます。

あと里山関係でございますけども、また、これにつきましても、地域再生計画の中で、里山というような観点も取り入れてございますんで、この予算内には確かにないかもしれませんが、そういうものも今後含めて対応してまいりたいというふうに考えておりますんで、よろしくご指導お願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） いろいろありがとうございました。

だんだん絞って絞ってきて、その耕作放棄地、町長は肝いりで集落営農大々的に広報にも出て、私はそのメンバーに言いました、あれだけ宣伝されちゃうと、皆さんも大変だねと言葉をかけたんですけども、今の町の集落営農の体制では、耕作放棄地のほうまでとてもとても私は行かないと思う。

ですから、視点を変えて、耕作放棄地の解消、要するに、あのでかいトラクターが野天でほん投げられているんだから、1企業だけが余り使うんじゃないで、それを有効に使う、すぐ答え出るんですよ。貸出料取らないで、燃料だけで、各地区でやってくださいと言えば、すぐきれいになっちゃうんだよ。四角四面の形やるんじゃないで、現状見て、どういうふうな算段を、要するに戦略ですよ。ただ何もしないで、そのままほっといたら勿体ないということなの。あれ立ち枯れるんじゃない、腐っちゃいますよ、あのままやっている。

ですからね、まだ補正、まだ6月・9月あるわけだから、荻野がまたくだらないこと言ったなと思って、頭の隅に入れといてもらって、ここで言っとけば、検討の時間もあると思いますので、いつかの補正を期待して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（市原重光君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで、議案第30号に関する総括質疑を終わります。

ここで、10時45分まで暫時休憩といたします。

（午前10時30分）

---

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長（市原重光君） 次に、議案第31号 平成27年度睦沢町国民健康保険特別会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） ちょっと私ね、調べてみて教えてほしいんですが、今年度から保険者支援金、全国的に1,664億円というんですが、これはどこに反映しているんでしょうか。

○議長（市原重光君） 中村担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 保険者支援金ですけど、こちらのほうは、一般会計で補助を受けまして、一般会計から繰り出しで特別会計で受けております。一般会計からの繰り入れの中に算入されてます。歳入でございます。

○議長（市原重光君） ちょっとお待ちください。

中村主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 予算書の21ページ、歳入ですね。

○議長（市原重光君） それでは、高橋総務課長からお答えいたします。

○総務課長（高橋正一君） まずですね、今ご質問にあった件でございますけれども、一般会計では、21ページの国民健康保険基盤安定国庫負担金で受けておりまして、一般会計から繰出金として、国保会計に繰り出しております、それを財源として。国保会計では繰入金で歳入を見ているというふうな予算の組み方をさせていただいております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） だけど、繰入金は前年度でもマイナスでしょう。146ページ見るんじゃないの、繰入金、違うんですか。つまり、どういうふうにふえているのかなと思ったの。それがよくわからないんです、私の目には。

○議長（市原重光君） どういうふうに受けているかということですか。

しばらくお待ちください。

中村国保健康担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 国保の146ページの繰入金の中で、上から2番目になりまして、保険基盤安定繰入金保険者支援分611万2,000円が支援分になります。一般会計から繰り入れた金額でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 単純なものの考えから言えば、従来の繰入金なりがある部分に、この分が上乗せされなきゃいけないんだけど、逆にマイナスになっているというのは、なぜかということ、この疑問が解けないんですよ、私は。これは、指定して、新たに、別の枠として、支援分として出たのに、何で減るのかと。これは単純にふえなきゃいけないでしょう、だって。

これね、なぜこういうことを言うかということ、既にかなり多くの自治体が、このふえる分は、ちゃんとプラスしているんですよ。それをどう使うかというさまざまなその部分のところで、例えば京都市なんかは、国保税引き下げの部分、つまりそこの市しか使い道ないと言ったら変な言い方だけど、そうだから、そういうふうになっているんですよ。それがなぜここで逆にマイナスになってしまうというのは、変なんだよ、これは。よっぽど国保財政が極端に悪くなっているということ以外に、これ考えられない。でも、そんな感じではないと、ちゃんと2,000万か、前年度の補正予算で言えば、4,000万で半分ごとにまた繰り入れているわけだから、正常な財政やっているわけだから、何でこういうことになるの。

○議長（市原重光君） ちょっとお待ちください。

中村担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 前年26年度につきましては、511万6,000円で、27年度につきましては611万2,000円ということで、100万円増額になっております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 27年度から新たに保険者支援金分うんぬんというふうに思うんだけど、違うの。これは単に、じゃあ、27年は100万円ふえただけ。そんなことないと思うよ。じゃないんじゃない。平均すると1億円ぐらいになるというんだ、自治体。ずっと小さい自治体だから、もうちょっと少ないけれども、100万ぐらいしかふえてないということはないと思うんだけど、私の調査だと。違う。

つまり、一つ確認したいのは、この保険者支援金というのは、今までもあったかどうかということと、それから、その金額については、今年度は100万ふえただけですか。計算合わないんだ、私の計算だと。

○議長（市原重光君） 中村担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） こちらのほうは、保険者支援分につきましては、今までもありました。こちらのほうにつきましては、保険税の軽減分、保険税の軽減で

7割・5割になるということで、保険税の軽減分とそのほかに保険者支援分ということで、こちらのほうについては、7割・5割の軽減について、今まで支援されておりました。27年度から、今度は7割・5割、2割も追加されて支援されるということになっております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） ということは新たな減税措置としての予算措置になっているということですか。これは、そういう意味ですか。

○議長（市原重光君） 中村担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） その算定で入れてあります。

○議長（市原重光君） ほかにありませんか。  
(発言する者なし)

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第31号に関する総括質疑を終わります。

次に、議案第32号 平成27年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞ。

市原時夫議員

○10番（市原時夫君） 昨日も、ちょっとこれ質問したわけですけどね、問題は、長期的に見た場合の生活排水か、その点で、新規が13でしたっけ、そうすると、これまでの部分では20基ということですが、実績から見て、この20基というのは、本当に大丈夫なんですか、これ。その辺の見通しが、ある程度つくど。しかし、ここ20基でも、全体の長期計画からいくと、全く足りないわけで、その辺の危機感というか、何とかしようという意気込みが、一般的な町長の説明の中で全く感じられないんですよ、そこらが。だから、それはやる気の問題も含めて、それは個人がやる問題ですから、確かに、そういう問題ありますが、何とか進めたいという、そういう意欲はどうなんですか。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 議員おっしゃるとおり、26年度12基ということでもありますけども、これについては、年度によって、20基を超えた年度等もありますので、それについては、先ほど議員おっしゃるとおり、個人の方の家の増改築、新築等にあわせている時期ということがありますので、どうしても山があるということでもありますので、町としては、20基を目標に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、議案第32号に関する総括質疑を終わります。

次に、議案第33号 平成27年度睦沢町介護保険特別会計予算に関する総括質疑を行います。  
質疑のある方は、どうぞ。

市原時夫議員

○10番（市原時夫君） これね、やっぱり重大な問題で、これ前も質問しましたけど、2年延ばすということなんですけど、それで見通しがつくかということなんですよ。というのは、確か、町長答弁もありましたけれど、つまり要支援の部分を外した場合の、じゃあ、それに代わる地域支援事業に移行させる場合の提供事業者確保と、これは町長も一番危惧しているところだと思うんだけど、全くね、私の調べたところ、これですぐにやれるというところは7.2%しかないと言うんですよ、この問題で言うと。

だから、これはつまり、ただ、ずっと延ばして、今から財政やそれから事業者も含めたところを、相当綿密にやっていかないと、2年後になっても全くめどが立たない、全国的にこうなんですから。立たないということに、これは確実にそういう方向になっちゃうということなので、この提供事業者確保の問題、それは町のところで、どんとそこでやるのかと、これはなかなか難しい問題があるわけで、その方向性を明らかにしとかなければいけないと思うんですよ。それでないと、ほっぽらかされたままなんですよ、これでいくと。

ただ、全国で、これだけだから、睦沢町で特効薬的にあると言えるかとなると、それはちょっと私もきつい質問になっちゃうかなという気はしますが、その辺の危惧を持って臨んでほしいと思うんですが、どうですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員おっしゃられるとおり、この介護保険の6期計画を立てておりますけども、その中でも、各委員から、2年後だからということで、どうなんだという質問が再三にわたって出ております。私もまた副町長も、担当課に2年後だから、今すぐじゃないよということじゃなくて、これは危機感を持って、どこに基地を置いて、どのようにするんだということを、できれば、基本方針だけでも、年度内、要は3月いっぱいまでに、基本方針を定めろということで、指示をさせていただきます。

そのようなことで、危機感を持って望みたいと思いますので、またよろしく願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） その際に、ひとつ現在要支援の方で、サービス受けている方を、もうその場で切るというようなことはしないと。だって、途端にあなた違うからって、対象外さないと、それが一つと。

それから、要介護認定を受ける場合にも、きちっとそういう手続を取ってやる権利を保障するということで、形式的に、あなたはもう違いますからという形は取らないという緩和措置は、きちっと、その辺は取ってもらいたいと、考えの中に入れてほしいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 人員を最大限使って、この2年間については、そのようなことがないようにということで、しかしながら、2年後には、国の制度で移行されてしまいますので、それに向かっての指示をしてあるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（市原重光君） ほかにありませんか。

今関澄男議員。

○5番（今関澄男君） 27年度は新たに特養の設置といたしますか、これが計画されておりますけれども、これによりまして、本町の施設入所待機者が緩和されるというふうに思いますけれども、現状、この施設の規模なり、何名ぐらい対応できるのか、それによって本町がどういうふうな形になるのか、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（市原重光君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） それでは、現在計画されております北山田地先の特養施設の関係で、ちょっとご説明させていただきます。

まず、施設の規模でございますが、床数は50床でございます。あとショートステイとして短期入所、こちらが10床、合わせて60床の規模でございます。建物の大きさは、鉄骨造の平家建というような施設でございます。そして、この施設ができたときの状況といたしますか、今後どうなるかということでございますが、今現在、町での特養施設の待機者が最近の資料で言えば、57名おります。そして、北山田のできる施設、こちらはオープンは10月と私、聞いてございます。しかしながら、この50床に、睦沢町の方が全部きっちり入れるというわけにはいかないとと思いますが、その辺の入る人数、需要と供給のバランスでございますが、管内の市町村と担当者レベルで、そういう関係については、全て調整は図ってございます。

その中で、睦沢町、これはあくまで事務レベルの数字でございますが、22名を考えてございます。正確にといたしますか、現実問題とすれば、また施設の中に入所判定委員会というそ

ういう組織ができて、そこで判定しますが、先ほど言いましたように、事務レベルが22名ほど入れるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） 今関議員。

○5番（今関澄男君） 本町優先で、起業者に、ぜひ要望をしていただきまして、対応を強化していただきたいというふうに思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 入所については、待機者が57人いるということですが、なるべくそういう議員おっしゃる方向に進みたいと思います。

また、地域振興審議会の席におきましても、ご指摘のありましたように、地元から食材だとかいろいろなものを供給するというようなことについても、私のほうからもお願いしておりますので、また、ぜひその方向でいきたいと思います。

○議長（市原重光君） ほかに。

幸治議員。

○6番（幸治孝明君） 今関議員とダブってしまったんで、残りの部分をお聞きしますが、何か出来が遅いというか、私ども議会だよりも載せようと思って、カメラ構えていたんですが、建たない、建たないで来てしまったんで、進捗状況、先ほど10月につくるということだったんですが、多少その状況と、それから、今地元枠がありましたが、雇い入れのほうの枠で、地元優先とか何かあればお聞きしたいんですけど、よろしくお願ひします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそ、町でやっているわけではなくて、民間でやっているところですが、その状況を聞くところによりますと、先ほどの待機者の問題もありますんで、いつオープンになるのかという確認をしながら進んでいるところですが、聞くところによりますと、やはり入札において、要は予定価格に達しなかったというようなこと、あるいはまた入札を行ったんだけど、県の指導が入って、県が指示している内容と合致してないというようなことから、入札が何回か行われたというようなことを伺っております。そのようなことで、当初予定していた工期が間に合わないというような報告を受けております。そのようなことで、結果的に、先ほど課長が申し上げましたように、10月オープンを目指して、今現在進めているというふうに伺っております。

あと、地元食材だとか、地元の人雇いを優先にというようなことについては、先ほども

ありましたように、地域振興審議会の折にも、そういう付帯事項がついておりますので、それについては十分伝えてありますので、そのように対応してくれるのかなという期待感を持っているところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで、議案第33号に関する総括質疑を終わります。

次に、議案第34号 平成27年度かずさ有機センター特別会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞ。

市原時夫議員

○10番（市原時夫君） 昨日ちょっと質問しましたけど、もうちょっと詳しく。

酪農家の営業を続けるかどうかの動向で、3年・5年・10年という形では、どういうふうになって戸数、それから頭数の関係でどういうふうになっていくのかということが一つと、それから、これは循環型の農業という点での、町長自身のずっと長年取り組んできた内容、中心問題ですが、極端に言えば、黙ってこのまま減少していくのでいいのかと。何かその辺の酪農家の苦勞、こうすればと、またはもっと積極的に言えば、新規にやる人とか、それとか農家の例えばバター化だとか何か付加価値をするような形で、そうした営業の形を維持できるような策というような総合的なものについての検討はされているのかと。酪農家自身で、それはもう解決するしかないということなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（市原重光君） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山義晴君） 議員お尋ねの酪農家の今後の傾向というようなことでございますけれども、現在、睦沢町5軒、一宮町3軒の酪農家の方がふん尿の搬入をしていただいています。将来的なということになりますと、個々の酪農家の状況というものが、それぞれ違っているわけですので、細かいことは、ちょっと私もわかりかねる部分がございますけれども、昨日、将来的なということを申し上げたことのもとには、現在、主となってやっておられる方の年齢的なものが、ある程度高齢化してきている現状を踏まえまして、私としては、あのような形で発言をさせていただいたわけでございます。

今後、例えばどの酪農家が何年後という細かいことはございませんけれども、将来的には昨

日も申しあげましたように、減少していった場合には、例えば他町村の酪農家を入れていくような方向も検討していかなければいけないかなというようなことは、町長とも話をしております。

個々の状況については、特に一宮の状況はわかりませんが、ちょっとその辺までは。それと乳製品への取り組みというようなことございましたけれども、現在のところ、この有機センターを中心とした形としては、そのようなところまでは、特に踏み込んでおりません。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 私のほうから少し補足をさせていただきたいと思います。

これはまだ事務方に指示はしてないんですが、実は私の思いの中には、やはり、自分で有機センターを立ち上げたという自負心もございますので、今現在、実は北山田地区においては、その日の風向きによって、旧経済連から委託を受けて平野畜産がやっている豚舎等がございます。非常に悪臭を放っているという住民の苦情もたまに聞くことがございます。

そのようなことも踏まえて、酪農だけではなくて、養豚だとか、あるいは鶏ふんだとかっておりますので、そういうものが、あそこで処理をできないのか、そうすることによって、いろんな堆肥ができてくるのかなというものもございます。ですから、これからは、当然酪農家は減ってきますから、従来の堆肥、それから豚ふんだとか鶏ふんだとかになれば、当然含まれる成分もまた変わってきます。そういう多様な堆肥を生産することも視野に入れたほうがいいのかという、ちょっと内々には思っております。

またこれについては、当然そうなった場合には、事業者との協議も必要だし、堆肥センターとしてそれが対応できるのかどうかということもございます。またそこら辺については、十分研究させていただきまして、そういう新しい方向が出せるかどうか、まず研究をさせていただきたいなというふうに思っております。

また、これについては、事務方のほうに指示をしながら、本当にできるのかどうか、また検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに。

荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 人件費の件なんだけれども、昨年の決算の中で出てきたんですけども、職員を今回どのくらい両町で運営するのに使うのかと言うんだね、人数がね。それが果たし

て、この特別会計の中で適正なのかどうなのか、伺います。

○議長（市原重光君） 平山課長。

○地域振興課長（平山義晴君） 決算の折にも触れさせていただきましたけれども、臨時職員としてシルバー人材センターのほうの方もお願いしております。それと、荻野議員からその折に言われました睦沢の町の職員、そして一宮町の事業課の職員、あわせてその堆肥の散布、または、もみ殻の回収、そういうものに、堆肥の散布はやってないですね、失礼しました。もみ殻の回収だけについては、職員が対応しております。

その部分については、今回のこの予算の中には、当然入ってはおりません。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） だから予算に入っていないから問題してるんだけど、職員を使うのか使わないのかということなんです。もし、一宮と睦沢両町の職員をもし使うとした場合は、それは適正なのかどうかということなんですよ、そこなんだよ。

○議長（市原重光君） 平山課長。

○地域振興課長（平山義晴君） 地域振興課の職員、地域振興課が所管している施設でもございますので、また、一宮と両町で運営をしている施設でございますので、本町の地域振興課の産業振興班、特に産業振興班を中心とした職員、そして一宮の事業課の職員、応援をいただいていることについては、私は適正だと思って考えております。

ただし、両町の職員が応援をしない場合は、さらにこの臨時職員の経費がかさんでしまう。決算の審査委員会の折にも申し上げましたが、なるべく有機センターを運営していくに当たっては、そういう経費を節減したいというような思いから、このような対応にさせていただいているわけでございます。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） それはわかっているんですよ。だから、今年度については、どのくらい予定をしているんですか。それとコストの問題も十二分にわかっているけども、この特別会計の中で、隠れコストが入るといった形なんだよ。それが適正なのかどうかと、それを聞いているんだよ。後のことは、決算でも聞いているから。

ただ、もう一点付け加えると、あのときの答弁の中で、私のときにはうそついてね、田邊明佳委員長のときには、本音を言ったんだよ。そういう答弁、これからやめてもらわないといけない。この場を借りて言っときます。

○議長（市原重光君） 平山課長。

○地域振興課長（平山義晴君） 人数といたしましては、本町の職員が6名、そして一宮からの職員が13名ということで、今年度ももみ殻の回収の際には、その応援をしてもらって対応したいということは考えております。

そして、決算審査特別委員会の折に、答弁が荻野委員と田邊委員長と差があったということでございますが、それについては、そのようなことがないように、今後したいというふうに思っております。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 僕は質問の仕方が下手、何十年やっても。でも、職員はもう1週間・10日すれば、もう超うまいんだよね、その答弁の仕方がね。じゃあ、町は6人、一宮13ということは、これは延べ人数という形でいいわけですね。

○議長（市原重光君） 平山課長。

○地域振興課長（平山義晴君） 延べ人数ではありません。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） だから、私の質問は、そんなに難しいわけじゃないんですよ。このくらいわかるでしょう、何人工ということなんだよ。睦沢町の地域振興班の職員が延べで何人。

じゃあ、もう一回、質問の仕方を変えますよね、何か裁判やっているみたいだな。検察官がこっちから責めると。

だから、じゃあ、26年度を参考にして、延べで何人要るか、その隠れコストについては、それは気持ちはわかるんだよ。だから、私の言いたいことは、延べ何人要るか、それが本来の業務に支障がないのかということなんだよ。支障がないということになれば、職員が多いということなんだよ、突き詰めていくとね。

○議長（市原重光君） ちょっとお待ちください。延べ人数、年間通して。

平山課長。

○地域振興課長（平山義晴君） 大変申し訳ございませんでした。

睦沢町で延べ人数32、一宮町で延べ人数30というような形でございます。

ですから、適正かどうかと言われましたけれども、私としては適正だというふうに考えている、先ほど申し上げました。

○議長（市原重光君） ほかに。

田邊議員。

○1番（田邊明佳君） 決算において管理運営について指摘しましたけども、決算の指摘要望事項を念頭においた予算内容ですかと聞いたんですけども、今、荻野議員が割と質問なさってたんで、職員の応援は適正だとおっしゃってますけども、かずさ有機センター特別会計として独立した会計となっている以上、それはおかしいんじゃないでしょうか。本当に適正と言えるんでしょうか。

○議長（市原重光君） 平山課長。

○地域振興課長（平山義晴君） かずさ有機センターの運営に当たって、人件費的なものが当然、常住のスタッフは一人しかおりません。その中で、町の職員が応援していくということについては、私はやむを得ないというような判断をしております。

○議長（市原重光君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで、議案第34号に関する総括質疑を終わります。

最後に、議案第35号 平成27年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞ。

市原時夫議員

○10番（市原時夫君） 歳出保険事業費の財源内訳、それから予算額は前年度の予算時と全く同じでありまして、これで、また補正、一般会計一部変えるという補正をすることないんですか、全く同じふうにやっていますが。補正したときの教訓はどういうふうになっているんですか。

○議長（市原重光君） 中村担当主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） こちらのほうにつきましては、当初予算を組むときには、まだ広域連合のほうからそういう情報がありませんでしたので、補正のほうは今回直させていただきましたけれども、当初予算のときには、その情報がありませんでした。27年度については、予算が足りれば、全額来るかなと思っております。

○議長（市原重光君） 市原議員。

○10番（市原時夫君） だから補正しなきゃいけない可能性が出てくるということですよ、そうすると。私、思うんだけども、結局、この人間ドックなんか睦沢町は独自でやったときは、それなりにちゃんとやっていたわけですよ、先進的に。後期高齢だといってやって、

まとまってメリットがあるのかと。たかが町村で言えば、20何万かなんかの部分を財政ないから、おまえんとかやれよって。こういう運営は、だったらなくたってできる話じゃないですか。

それをつくったことによって、うまくいかなきゃ下でお願いしますと。単なる割り振り団体みたいな感じじゃないですか。それでメリットがあるのかと、全県的にまとめてやっている。これだったら、単なるコンピューター入れて、ぱぱぱとやって、足りないからやりますと。次の予算配分についても、一応向こうのほうとのすり合わせはやっているんでしょうからでいいでしょうと。今度また足りなくなったら、町のほうでお願いしますと。自らの計画を立てていく責任というのは、いったいとしているのかということになるわけでありましてね、私は、これはすごい疑問の会計だと思うんですよ。

可能性あるわけでしょう、この97万がそのままいくというふうには保証できないわけですね。せつかく、補正したけど、その教訓が予算には生きてないと、そのときは知らなかったんだからと。そういう予算の定義でいいのかと、財政運営そのものの、私は非常に危惧しておるんですけど、いかがですか。

○議長（市原重光君） 中村主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 当初のときには、こういう状況ということで、予算を組みました。

○議長（市原重光君） いいですか。

○10番（市原時夫君） はい。

○議長（市原重光君） ほかにありませんか。

幸治孝明議員。

○6番（幸治孝明君） 特別徴収と普通徴収という言葉が出てきておりますけども、大ざっぱで結構ですけど、この金額の比率、それからあと滞納についてお伺いしたんですが、町税・国保税・介護と滞納が非常に問題になって金額もあれですが、後期高齢者のとこの滞納はどうなっているんでしょうか。また、その理由を最初にお聞きしておきます、理由があれば。

○議長（市原重光君） 中村主幹。

○健康福祉課国保健康担当主幹（中村精一君） 特別徴収と普通徴収の割合ということですけども、こちらのほうは、今までの予算の経緯を見まして、特別徴収分で75%と普通徴収で25%の配分で組ませていただいております。

あと、滞納繰越分ということですけども、今日今、後期のほうについては、滞納繰越しは

ございません。25年度からの繰越しはありましたけども、既に納付をいただきまして、今、滞納繰越分については、今は全くありません。それにつきましては、平成26年度分も、一応100%を目標としておりますので、来年度は科目設定とさせていただきます。

○議長（市原重光君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第35号に関する総括質疑を終わります。

以上で、議案第30号から議案第35号までの6議案に関する総括質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題といたしました議案第30号から議案第35号までの6議案は、議会運営委員会で決定のとおり、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第35号までの6議案は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

なお、この休憩中に第1回予算審査特別委員会を、この場において開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

（午前11時26分）

---

（休憩中予算審査特別委員会開催）

---

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前11時40分）

○議長（市原重光君） 休憩中の第1回予算審査特別委員会において、委員会の構成が決定しましたので、再度ご報告いたします。

委員長に、総務常任委員会委員長の中村義徳議員、副委員長に総務常任委員会副委員長の麻生安夫議員、同じく産業建設常任委員会委員長の幸治孝明議員、同じく教育民生常任委員

会委員長の今関澄男議員に決定しました。

審査方針等は、お手元に配付の平成27年予算審査特別委員会審査方針のとおりであります。

また、予算審査特別委員会の開催に当たり、議事運営等につきましては、特段のご協力をいただけますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方に、私からもお願いをいたします。

ここで暫時休憩をしまして、午後の開会を午後1時といたします。

(午前 11時48分)

---

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を続けます。

(午後 1時00分)

---

◎議案第1号～議案第21号・議案23号・議案36号の一括上程、

説明

○議長（市原重光君） 日程第7、議案第1号 睦沢町特別職報酬等審議会設置条例を廃止する条例の制定についてから、日程第27、議案第21号 睦沢町農村広場等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第28、議案第23号 権利の放棄及びこれに伴う和解について、日程第29、議案第36号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての23議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 睦沢町特別職報酬等審議会設置条例を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この審議会につきましては、昭和39年、事務次官通達により、町村では、必要に応じて特別職報酬等審議会を設置されたいとの通知を受け、本町では昭和51年に条例を制定し、議員報酬及び特別職の給料について審議会の意見を伺い決定してまいりました。しかしながら、近年は特別職の給与に関しましては、郡町村会等で協議がされており、また行政改革に伴う委員会等の統廃合を進める観点から、睦沢町特別職報酬等審議会を平成27年3月31日をもつ

て廃止とさせていただきたく、本議案を提案させていただくものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第2号 町長の給料の特例に関する条例及び町長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

町長等の特別職の給与の特例につきましては、町の厳しい財政状況を勘案し、また行財政改革の推進を図るため、期限を定めた条例を制定し、給与を減額してまいりました。本議案は、平成19年に制定の「町長の給料の特例に関する条例」及び21年に制定の「町長等の給料の特例に関する条例」につきまして、特例に期限が過ぎておりますことから廃止しようとするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第3号 睦沢町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

睦沢町青少年問題協議会につきましては、多様化する生活形態や、複雑化する社会環境、家庭環境の中で、次世代を担う青少年の健全な育成につきまして大変重要な役割を担っております。

また社会を明るくする運動睦沢町推進委員会におきましても、同様に青少年の指導、育成、保護や矯正に関し、関係機関相互の連携を図りながら活動いただいているところです。

そこで、行政改革に伴う委員会の統廃合による事務の効率化等の面から考慮しますと、睦沢町青少年問題協議会は、平成27年3月31日をもって廃止とさせていただき、その後の青少年問題に関しましては、社会を明るくする運動睦沢町推進委員会の中で対応をお願いしたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第4号 睦沢町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成25年6月14日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる「第3次一括法」の施行に伴い、平成26年4月1日に介護保険法の一部が改正されました。

「指定介護予防支援等に係る基準」については、これまでは厚生労働省で一律に定めておりましたが、これからはそれぞれの市町村の条例で平成27年4月1日までに定めることとなりました。

この条例の内容といたしましては、第3条第1項では、省令で定められております「指定介護予防支援員等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」について、本町におきましても基準どおり運用することを定め、同条第2項の記録の保存期間については、介護保険費等の返還の請求権が、地方自治法の規定では5年間とされておりますことから、返還請求時に記録を検証するため2年間としておりますものを、5年間と読み替えることとし、第4条は介護保険法施行規則の規定のとおり、「法人」とするものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第5号 睦沢町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

先ほどの議案と同様に、平成25年6月14日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律「第3次一括法」の施行に伴い、平成26年4月1日に介護保険法の一部が改正されました。議案第4号と同様、「地域包括支援センターの職員に係る基準」等につきましても、平成27年4月1日までに市町村の条例で定めることとなりました。

この条例の内容といたしましては、省令で定められております介護保険法施行規則を本町におきましても、全て準用することを条例で定めるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整理を行うものです。

今回の改正では、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が常勤の特別職として設置されることや、町長と教育委員会を構成員とする総合教育会議の設置、町長による教育に関する施策の大綱の策定など、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会との連携強化、国の関与の見直し等の抜本的な制度改正となります。しかしながら、教育の中立性、持続性、安定性の確保という教育に求める要件等すべての事務執行に責任を負う執行機関として、引き続きその地域に根ざした役割を十分に果たすことに変わりはありません。

今回、全体で5条例の改正となりますが、第1条では、議会委員会条例の委員長廃止に伴

う教育長への変更。

第2条では、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の委員長の項の廃止。

第3条では、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の特別職となる教育長の給与に関する項の追加。

第4条では、教育長の給与及び旅費等に関する条例を前条規定のため廃止。

第5条では、一般職の職員の給与に関する条例の教育長部分の削除となっております。

また、いずれにおいても、在職の教育長の任期満了または任期前に欠けた場合まで、旧法のままの経過措置となっております。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第7号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日より施行されることにより、特別職となる教育長は、具体的な事務執行を行う職責等から常勤となり、また勤務時間内の職務専念義務が課されることとなります。このことから、勤務時間の特定、職務に専念すべき時間を明確にする必要があることから、条例で規定するものです。

なの、在職の教育長の任期満了または任期前に欠けた場合まで、旧法のままの経過措置となっております。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第8号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日より施行されることにより、特別職となる教育長は、地方公務員法の服務に関する規定は適用されなくなることから、職務専念義務の免除については条例で規定し、その必要事項について規則で定めるものであります。

なお、在職の教育長の任期満了または任期前に欠けた場合まで、旧法のままの経過措置となっております。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第9号 睦沢町立幼保連携型認定こども園条例の制定について、提案理由のご説明を

申し上げます。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月1日より施行されます。

新制度では市町村が地域の子どもの幼児教育、保育、子育て支援の必要性を把握し、そのニーズに応じた教育または保育の提供及び給付・事業を行うことが義務づけられ、就学前の子ども一人一人の家庭の形態や保護者の就労の時間等により、利用時間を選べることなど、より生活実態に即した利用が可能となります。また従来からの一時預かりや、親子どうしの交流の場としての事業及び育児相談などの充実を図り、育児不安の解消に努めるものであります。

本町においても、新制度が施行されることにより、制度上は「睦沢町立幼保連携型認定こども園」となりますが、名称は引き続き「睦沢町立睦沢こども園」を継承いたします。今後、さらに利用しやすい子育て支援の中核施設として運営してまいりたいと考えます。また、保育料は、保護者の所得に応じて、国が定めた基準を参酌し、本町の実態に即して変更できることから、利用時間に応じた負担額を基本とし、現行の水準も踏まえ、人数の多い階層での影響が少ないよう工夫しております。また、現行と同様の保育料の減免についても引き続き行い、周知をするなど、町の子育て支援策のさらなる充実に努めてまいります。

なお、本条例の附則において、関係する4条例を廃止するとともに、施行規則を定めております。詳細については、担当課長等に説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第10号 睦沢町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成26年6月13日に、行政手続法の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。行政手続法は、行政指導に関する許認可権限の根拠の明示や、行政指導の中止及び処分等の求めについて、住民の権利・利益・保護の充実を図ることを目的に改正されたものです。

この行政手続法の改正に伴い、町の行政手続条例におきましても、行政手続法に沿った運用を行わなければならないこととされておりますことから、同様の改正をしようとするものです。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承

認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正は、特別職の職員で非常勤のもので報酬が月額、年額で規定されている委員の就任及び退職時の報酬につきまして、新たに委員になられたときにはその日から、退職されたときには、その日まで支給することとし、日割計算により算定するための規定を追加しようとするものです。なお、任期満了後に再び就任されたときには、引き続き在職したものとみなすよう規定してございます。

また行政改革に伴う委員会等の統廃合を進める中で、事務の効率化も踏まえて検討いたしました結果、公民館運営審議会ほか、この3月末で廃止見込みであります委員会や審議会につきまして、別表から削るよう併せて改正しようとするものです。

なお、今後も各種委員会等の廃止の折には、順次提案をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第12号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正は、平成26年度の人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、特別職の職員の賞与につきまして同様の改正を行うものです。

内容といたしましては、昨年12月に期末手当の率を上げた0.15月分を6月及び12月の賞与にそれぞれ振り分けるもので、全体の支給率に変更はありません。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第13号 睦沢町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正は、平成26年度の人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、教育長の賞与につきまして同様の改正を行うものです。

内容といたしましては、特別職の改正内容と同様です。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正は、平成26年度の人事院勧告及び平成26年度千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、給与条例の改正を行うものです。

内容といたしましては、給料月額を引き下げ、単身赴任手当の引き上げ及び再任用職員への適用、管理職員特別勤務手当の範囲の拡充です。

人事院では、平成25年の報告では、地域間、世代間の給与配分のあり方等の見直しに、着手することを明らかにし、平成26年度の勧告で、民間賃金の低い地域における官民給与差から、給料表を平均2%引き下げ、また、この引き下げに伴い、地域手当の支給割合を3%から最高20%へと拡大、また50歳代後半層の給与水準の見直しにより、最大4%を引き下げるなど、給与制度の総合的見直しを行うこととしています。

このようなことから、本町でも国及び県に準じて給与の総合的見直しを行うもので、給料表の改正を行い、改定率は1.4%の減で、影響額は約558万1,000円です。なお、地域手当につきましては、本町は指定基準に該当しておりませんから、支給地域となっておりません。

また、現在行っております55歳を超える職員で行政職給料表7級相当の職員の給料等の1.5%減額支給措置につきましては、給料表を引き下げますことから廃止することとし、平成30年3月31日まで経過措置を設けるものです。

単身赴任手当につきましては、基礎額を2万3,000円から3万円に、また加算額についても、4万5,000円から7万円に引き上げる改正を行います。

管理職員特別勤務手当については、災害への対処その他臨時、緊急時に勤務した場合で、休日等のみに支給されておりました管理職員特別勤務手当を、休日等以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合、1回につき6,000円を上限に支給することを追加、また休日等に勤務した場合の支給額を1万円から1万2,000円に引き上げるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第15号 睦沢町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正につきましては、別表中、17の項の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部を改正する法律が平成26年5月30日に公布され、法律名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正されました。本条例におきましても、法律名を引用しておりますため改正しようとするものです。

また同様に、別表中24の項に、新たに「地籍調査成果等の交付手数料」について追加いたします。本町の地籍調査事業は、平成25年度より大上I地区をはじめとして、随時進めてい

るところです。調査が終了した地区におきましては、国と県の認証・承認事務を経て、その成果について、法務局へ登記を申請いたします。

登記される内容には、筆界等の座標が記録されており、その地区内の土地を分筆あるいは合筆する際や、境界等復元する際にも、この座標が必要となりますので、町から地積調査成果を交付することとなります。これにかかります地籍調査成果等の交付手数料を新たに追加しようとするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

続きます、議案第16号 睦沢町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

公民館運営審議会は、睦沢町立中央公民館の開設と共に発足し、公民館の運営方針や年間事業計画等を審議する機関として設置されました。本審議会は、社会教育法第29条第1項及び第30条第2項で設置及び委員の委嘱基準について定められていますが、平成11年の社会教育法の改正により任意設置に緩和されました。

近年少子高齢化や高度情報化等により、社会を取り巻く環境が多様化していることから、生涯学習、文化教育、歴史教育等広範囲にわたる連携が求められています。本町においても、社会教育推進上、重要な役割を担うものですが、公民館事業に限定せずに社会教育について総合的な観点から、社会教育法第17条において規定する社会教育委員による会議において、その役割を担うことといたしました。また、行政改革に伴う委員会等の統廃合を進める中で、その事務の効率化も踏まえて、平成27年3月31日をもって、公民館運営審議会を廃止とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第17号 睦沢ゆうあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

睦沢ゆうあい館は、文化活動及び集会のための施設として、昭和62年に開館し、運営方針や年間事業計画等を公民館運営審議会に委任しております。今後は、社会教育委員による会議においてその役割を担うことといたしました。

また、条例中の地方自治法の引用先の設立年について誤りがありましたので、併せて訂正させていただきます。なお、施行年月日については、睦沢町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例と同様に平成27年4月1日とするものです。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第18号 睦沢町立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

睦沢町立歴史民俗資料館運営協議会は、歴史民俗資料館の開設と共に発足し、運営方針や年間事業計画等を審議する機関として設置されました。

本協議会は、歴史民俗資料館の円滑なる運営を図るための協議会としてご尽力をいただきましたが、今後は、社会教育全般についての連携や総合的な観点から、社会教育法第17条において規定する社会教育委員による会議において、その役割を担うことといたしました。また、行政改革に伴う委員会等の統廃合を進める中での事務の効率化を踏まえて、平成27年3月31日をもって、歴史民俗資料館運営協議会を廃止とさせていただきたいと考えます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第19号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者の介護保険料の改定を行うもので、事業計画期間中において安定した介護給付を行うため、3年間の収入と支出の状況を勘案して算定いたしました。

今回の介護保険法の改正では、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図ると共に、予防給付を地域支援事業に移行することや、特別養護老人ホームの新規入所者については、原則要介護3以上の認定者とするなどの改正がされております。

また費用負担の公平化の観点から、低所得者の保険料軽減や一定所得以上の方の利用者負担の見直しなどが主な改正内容となります。このようなことから、できるだけ被保険者の負担を軽減するため、介護給付費準備基金を取り崩し財源の確保に努めるとともに、保険料負担段階につきましても、6段階から9段階へ見直し、所得水準に応じたきめ細かな保険料設定といたしました。

また、消費税率の引き上げに伴う公費負担による低所得者の保険料軽減を設けることとし、平成27年度から29年度までの保険料の基準額は、年額で6万1,200円、月額では5,100円と算定いたしました。なお、この保険料は、昨日提案説明いたしました議案第33号の平成27年度睦沢町介護保険特別会計予算と相違がありますことをご了承いただきたいと思います。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議案第20号 睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て、提案理由のご説明を申し上げます。

環境美化推進員につきましては、広域農道を環境美化重点区域として指定し、農道沿線の森・長楽寺・上之郷区から1名ずつ推薦していただき、投棄物の回収など、広域農道の環境美化にご尽力いただいているところです。また、不法投棄監視員につきましても、各区から1名の推薦をいただき、区内のごみ、廃棄物の不法投棄について、地区の巡回や廃棄物の回収など環境美化活動をお願いをしております。

環境美化推進員の活動につきましては、不法投棄監視員の活動内容と重複することから、行政改革に伴う委員会等の統廃合を進める観点からも、平成27年3月31日をもって廃止とさせていただきますと考えます。この改正につきましては、環境美化推進員設置の規定部分を削除しようとするものです。

今後は、不法投棄監視員の皆様のご協力のもと、引き続き町内の環境美化に配慮してまいりますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第21号 睦沢町農村広場等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

睦沢町農村広場等設置及び管理に関する条例第2条に記載されている「寺崎農村広場」につきましては、通称「寺崎やすらぎの家」として、昭和53年に建築され、老朽化が進んでいることや、現在の耐震基準を満たしていないこと、千葉県建築基準法施行条例に適合しない建物であるため、新たに寺崎区が「寺崎コミュニティセンター」として建設いたしました。

今後、現在の「寺崎農村広場」は取り壊して駐車場とするため、今回の一部改正により、寺崎農村広場を条例から削除するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第23号 権利の放棄及びこれに伴う和解について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、上市場むつみニュータウン内の町管理貸付地の賃貸借契約に係る事案であります。

町は、平成24年7月15日から土地賃貸借契約により283.41平方メートルの宅地を貸付けしておりましたが、平成25年3月7日建物の所有者である賃借人が死亡いたしました。その後、相続人の特定をいたしましたが、複雑な相続関係であったことなどから、相続人等の折衝等については、町顧問弁護士に委託をいたしました。

なお、この土地賃貸借契約については、連帯保証人としてめいがありますが、連帯保証人となった経緯などを鑑み、弁護士と相談した結果、町が連帯保証人に債権の取り立てを行う

ことは道義的に好ましくないとの見解でありましたので、連帯保証人に対して、債権の回収は行っておりません。

昨年10月7日に3人の相続人に催告書を送付したところ、相続人のうち一人は相続放棄をし、もう一人は、住居確認ができない状況でありました。残る一人と弁護士を通じて接触をいたしました。未納賃貸料の納付及び賃貸借契約の解除要件である原状回復義務の履行は見込めない状況でありました。

貸付地の建物は老朽化が進んでおり、このまま放置しておくことは周辺住民の不安につながる懸念され、また仮に訴訟事件とした場合でも、結果的に財産管理人の選任などにより多額の費用と時間を要することが見込まれ、防犯や防災面からも対応する必要があると判断いたしました。

このようなことから、本契約の解除をし、町が未納分の債権を放棄することで、本来相続人に所有権のある建物等について、町の負担により取り壊すことを了解し、町にその取去ないし処分的一切を任せるという内容で、和解をしようとするものです。

本来ですと、本議案と建物等取壊し費用を同時に提案すべきところではありますが、昨年11月に「空き屋等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、本案件が補助対象となる可能性もあることから、今後の動向を見極めた中で、新年度の補正対応として検討したいと考えております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

議案第36号 長生郡市広域市町村圏組合理約の一部を改正する規約の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、長生郡市広域市町村圏組合では、教育委員会を設置し、視聴覚教材センターの設置及び管理に関することを共同処理しております。

本改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行されることに伴い、教育委員会は、教育委員長と教育長を一本化した教育長と4人の委員で組織することとなりますことから、組合理約の改正条文を改正しようとするものです。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、一部事務組合の規約の変更をするときには、議会は議決をする前に、教育委員会の意見を聞かなければならないこととされております。この規定により、平成27年1月27日付けで、睦沢町議会から睦沢町教育委員会に意見を求めた結果、特に意見がないとの回答を受け、議会から町に2

月17日付けで回答をいただきましたので、この度、組合規約の一部改正について、提案させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 阿部倉こども園長。

○睦沢こども園長（阿部倉光宏君） 命によりまして、議案第9号の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

まず、設置につきましては、第1条にて、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型こども園として、「睦沢町立幼保連携型認定こども園」を設置するといたしました。

名称及び位置につきましては、第2条に規定し、その名称を、今までと同様「睦沢町立睦沢こども園」としました。

事業につきましては、第3条において、子どもに対する教育及び保育、時間外保育事業、預かり保育事業、子育て支援事業、教育委員会が必要と認める事業とし、その内容は今までのもので変更はございません。

入園資格につきましては、第4条に規定し、満3歳以上の小学校就学前子ども「1号認定」、満3歳以上の小学校就学前の子どもで保護者の就労または疾病等の理由で家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの「2号認定」、満3歳未満の小学校就学前の子どもで、保護者の就労または疾病等の理由で家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの「3号認定」の3者を掲げてございます。

入園手続につきましては、第5条で、保護者は入園を希望するとき、教育委員会に申込み、その承認を受けなければならないとしました。なお、申込みの様式等の詳細につきましては、施行規則にて定めております。入園承認の取り消しにつきましては、第6条で、入園資格を有しなくなったとき、正当な理由がなく長期間にわたって教育・保育を受けた実績がないとき、偽り、その他不正な手段により承認を受けたとき、教育または保育を提供することが困難であると認められる事情が生じたときとさせていただきます。

開園時間、第7条、休園日、第8条につきましては、今までと同様な内容となります。

保育料、第9条につきましては、ここに保育料とございますが、これは運営経費を意味する公定価格を指し、保護者がその運営経費を負担するという考え方に基いております。なお、従来保護者が支払っていた保育料につきましては、利用者負担額、第10条がそれに当たります。睦沢町では、新たに示された国基準を超えない範囲での料金設定をし、給食費・絵本

代・教材費を含めた額で示してございます。

2号・3号認定の標準保育時間については、短時間より3時間延長の保育となることから、3時間相応分のご負担をしていただくこととしておりますが、人数の多い階層では、できるだけ影響が少ないようにいたしました。さらに、町の子育て支援策に鑑み、教材費相当分に当たる保護者の負担軽減を図り、町独自の料金設定をさせていただきました。また減免につきましては、現行と同様のものがございます。

時間外保育事業、第11条、預かり保育事業、第12条、子育て支援事業、第13条、一時預かり事業の実施、第14条、子育て支援室の利用、第15条につきましては、今まで行っていた事業等々と同様のものがございます。

委任につきましては、第16条で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めると規定しております。

最後に、附則の中で、施行期日、準備行為、経過措置について定めてございます。内容としては、この条例が施行される平成27年4月1日までの入園等の手続、その他必要な準備行為について記載してございます。あわせて、睦沢町立睦沢こども園条例等の廃止及び睦沢町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正についても定めさせていただきました。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命によりまして、議案第10号の行政手続条例の詳細について、ご説明をさせていただきます。大変恐縮でございますが、審議資料の23ページ、新旧対照表をご覧くださいと存じます。

まず、第1条でございますが、この度の法改正によるものではございませんが、行政手続法の引用か所が改正されていますので、条例に引用している項章の第3条第2項を、第3条第3項に、また第5章とありますものを、第6章に改めさせていただくものがございます。

次にページ24の第3条でございますが、こちらは行政手続法に、第4章の2が新たに加わりましたこと及び用語の表記について、平仮名から漢字に改められましたことから、法にあわせて改正するものがございます。

そして、33条では、第2項に新たに行政指導の際に、許認可または処分の権限を行使することがあることを伝えるときは、根拠法令、規定条項、この要件に適合する理由を相手の方に示さなければならない規定を追加させていただきました。

また、ページ25の第4項には、行政手続法に規定されている内容が一部条例に反映されて

ないか所がございましたので、法の規定と同様に改正をさせていただくものでございます。

第34条の2につきましては、行政指導の中止の求めを追加いたしました。法令に違反する行為の是正を求める行政指導に対し、行政指導を受けた相手方がその行政指導が法律条例に規定する要件に適合しないと思うときには、行政指導をした行政機関に対し、行政指導の中止を求めることができることを追加したものでございます。

またページ26になります。第34条の3におきましては、法令違反の事実のあるとき、違反是正の処分や行政指導がなされていないと思われるときには、処分をする権限を持つ行政庁や行政指導をする権限を持つ行政機関に申し出て、処分または行政指導するよう求めることができるように追加させていただきました。

そして、最後に附則でございますが、本条例は、平成27年4月1日から施行することと、また、睦沢町税条例に行政手続条例の引用部分がありますので、あわせて改正をさせていただくものでございます。

以上で、行政手続条例の改正についての詳細説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 命により、議案第19号 睦沢町介護保険条例の一部を改正する条例の内容につきまして、補足説明申し上げます。

介護報酬の改定は3年ごとに行いますが、平成27年度からの介護報酬は、平均で2.27%の引き下げとなります。一方で、居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービスの利用者がふえることが見込まれることから、平成27年度からの第6期介護保険事業計画では、給付見込額として、各項目において年3.4%から7.9%の伸びを見込み、介護保険料を算定いたしました。

そこで条文の第2条で、平成27年度から29年度までの3か年の新たな保険料を定めるものです。この新しい金額につきましては、審議資料の73ページもあわせてご覧いただきたいと存じます。

新旧対照表第2条の右側になります、現行の基準額となります例えば（4）金額で5万2,800円、月額に直しますと4,400円が表の右側です。改正後では（5）になります。金額で6万1,200円、月額に直しますと5,100円に改定するものです。

そして現行の6段階が9段階になり、給付費の増加に伴い、ほぼ同じように金額が上がっております。これらをわかりやすく表にしましたものが、審議資料の75ページでございます。

上の階段状の棒グラフは、現在の6段階となっており、基準額は第4段階となっております。

次に、その下の棒グラフをご覧いただきたいと思います。こちらが平成27年度からの第6期となります。町長説明のありましたとおり、先ほど私も言いました今度は9段階に細分化されております。この中の基準額となりますのが、新5段階でございます。

そして所得に応じた増減率でございますが、低所得者は、第5期に比べ軽減幅が大きくなっており、高所得者も割増し幅が同様に大きくなっております。なお、これらはすべて国の指針に沿ったものとなっております。

次に、附則第8条に経過措置を加えました。新しい介護予防日常生活支援総合事業及び認知症総合支援事業は、平成27年4月から施行することとなっておりますが、体制整備に時間を要することから、経過措置を用いることができますので、これを活用して、町長が定める日までは行わないと定めるものです。具体的には、準備期間を2年間設け、施行日を平成29年4月1日とするものであります。

次に、一部改正の附則といたしまして、第1条は施行期日で、平成27年4月1日から施行するものです。第2条に特例がございます。消費税率10%への移行を鑑み、低所得者への軽減強化を図るもので、先ほどの棒グラフの審議資料をご覧ください。左側の黒い部分、0.05の軽減を平成27年・28年度に行うものであります。そして、第3条では、同じくこの棒グラフの斜線部分になります、平成29年度からとなりますが、さらに軽減をしていくというものであります。これらの軽減などもあわせたものを表にしたものが、審議資料の下段の表となっております。

この表の一部分をかいつまんでご説明いたします。表左の第1段階、平成26年度分になります。一番上段でございますが、保険料は2万6,400円、これが右に移りまして、第1段階の本則保険料、こちらが3万600円ですが、27・28年度は、附則の第2条の特例と先ほど言いました特例といたしまして2万7,600円となり、さらに29年度は1万8,400円となっております。

内容は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題といたしました日程第7、議案第1号 睦沢町特別職報酬等審議会設置条例を廃止する条例の制定についてから、日程第27、議案第21号 睦沢町農村広場等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第28、議案第23号 権利の放棄

及びこれに伴う和解について、日程第29、議案第36号 長生郡市広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての23議案に関する審議は、本日はこれにとどめ、質疑等は後日の日程にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第1号から日程第27、議案第21号、日程第28、議案第23号、日程第29、議案第36号の23議案に関する質疑等は、後日の日程とすることに決定いたしました。

田中議員。

○2番(田中憲一君) 資料の請求をいたしたく発言をお許してください。

以前より、議会としても、協議会や審議会の統廃合を求めていたところではございます。今回、議案でさまざまな部分に集約がされる案件が提出されております。そこで、既存の会議名とかを一覧にさせていただき、どのように受け皿になるのか、また、なくなるのか等、1枚のペーパーでわかるものを、ぜひまとめていただき、資料として提出をしていただきたいと思いますので、議長、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長(市原重光君) 今の田中議員のほうから一応要求がございました件、執行部の皆さん方に申し上げますけれども、一応、内容精査をした資料をとということですから、それについては、一覧表にして、私からも提出を求めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

ほかにありませんね。

(発言する者なし)

---

### ◎休会の件

○議長(市原重光君) 日程第30、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

明日、5日から9日までの5日間は、議案調査、予算審査特別委員会の開催のため、休会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

したがって、明日5日から9日までの5日間は、休会とすることに決定いたしました。

なお、3月10日は、定刻午前9時に開会いたしますので、ご参集ください。

---

◎散会の宣告

○議長(市原重光君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

どうも、ご苦労さまでございました。

(午後 2時05分)